

1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場

落 合 功

(受付 2001年8月31日)

はじめに

近世前期に瀬戸内地域に成立した入浜塩田は、他地域と比較して高い生産力を有し、近世中後期には、全国の塩生産高の八割以上を占めたといわれる¹⁾。大坂・江戸のみならず、北海道(蝦夷)を含めた日本海沿岸は、塩専売制を敷いていた加賀藩領を除く²⁾、ほぼ全域で瀬戸内塩を供給したのである³⁾。

日本海沿岸の製塩業の衰退は、単に立地条件だけの問題ではなかった。幕藩制的な全国市場の成立がその前提として存在する。筆者は以前、近世前期に粗悪な越後米を竹原へ廻送し、その米を卸すことで、浜子の飯米として供給し、その返り荷として、塩を運んだことを指摘した⁴⁾。近世前期以来、北前船主にとって塩は返り荷として重要産品の一つであったのである。

近世後期、瀬戸内十州塩田といわれる塩特産地を形成する中、十州塩田内部の産地間競争と塩田開発による生産過剰の問題に対し、その解決を生産調整を基調とした休浜同盟に求めていく⁵⁾。休浜とは、塩の産地である瀬戸内海地域において、生産過剰と生産力向上・経営合理化を意図して、一定期間(おおよそ10月から3月ごろまで)製塩作業を休むことである。休浜同盟の始まりは、18世紀中ごろに求められるが、当初は防・長・芸・備・予州の5か国を範囲としており、漸次その範囲を拡大する。その範囲が十州に及ぶのは、19世紀中ごろ幕末になってからのことである。この休浜同盟は明治維新时期に一時混乱し、その後十州休浜同盟として再結成される。その後、1890年代になると、制度的にも個々の塩業経営の面においても支障を招き⁶⁾、休浜同盟は明治20年(1887)12月「制限中止の特達」が発せられることで、解

- 1) 岡 光夫「入浜塩田の生産構造」(日本専売公社『日本塩業大系近世(稿)』一九八二年、日本専売公社編)では、全国の塩生産高の八割五分を瀬戸内で産出したことを指摘している。
- 2) 土屋喬雄「旧金沢藩の財政・旧仙台藩の財政」(『封建社会崩壊過程の研究』一九二七年、弘文堂)
- 3) かかる要素について、拙稿「瀬戸内の塩業」(地方史研究協議会編『地方史事典』一九九七年、弘文堂)、「瀬戸内塩業と江戸内湾塩業」(『江戸内湾塩業史の研究』一九九九年、吉川弘文館)において、六つの要素で指摘した。
- 4) 拙稿「近世竹原塩業の成立と構造」(『日本塩業の研究』第二〇集、一九九一年)
- 5) 渡辺則文『日本塩業史研究』(一九七一年、三一書房)、河手龍海『近世日本塩業の展開過程』(一九七一年、塙書房)
- 6) 経営的な問題については、拙稿「『近世的瀬戸内塩業』の崩壊と塩業経営」(『社会経済史学』六五-一六、二〇〇〇年予定)において、明らかにした。

散するに至る⁷⁾。筆者は先に休浜同盟の有り様を「近世的瀬戸内塩業」の問題として位置付け、十州休浜同盟の解散によって、「近世的瀬戸内塩業」が崩壊することを指摘した。無論、その崩壊過程に瀬戸内塩業の近代的要素が見られるわけだが、近代瀬戸内塩業の成立は、それ以降のことと考えたい。

松永塩は、備後国松永塩田で生産した塩のことである。松永塩田は、万治3年(1660)に水野氏の家臣であった本庄重政により神村・柳津村両村の干拓に着手し、この干拓事業の一貫として塩田の開発が行われ、寛文7年(1667)に製塩が行われた。その後、漸次塩田開発が行われ、面積が拡張し、芸備地域の塩田の中でも竹原塩田と共に広島県下では有数の塩田として知られ、昭和35年(1960)の第三次製塩地整備まで続く⁸⁾。

また、同地の塩浜開発は古いことから古浜として位置付けられ、瀬戸内の後発塩田と比較して生産性は、必ずしも高くはない。また、広島地域の塩田は、塩田開発当初から赤穂塩田や撫養塩田などの大規模塩田と比較して大坂市場から遠く、販路を北国地方に求めがちであった。しかしその後、防長地域において大規模な塩田が開発されることで、従来の販路であった北国市場が大きな打撃を受けた地域といえる。幕末期の塩田不況の様子を示したもので、竹原塩浜が当該管轄役所である賀茂郡役所に対し、「何れ大浜所之儀故大造之出来塩関東行之塩ハ阿播より売崩し北国行之塩ハ防長ニ而為相済何レ友潰ハ、必定ニ御座候」と述べているが⁹⁾、それが端的に示している。近世後期に行なわれた休浜同盟にも、松永塩田を含めた芸備塩田が早々に参加の意志表示をしているのもこうした理由によると言えるだろう。

また、松永塩の品質は4等塩・5等塩が中心であり、他所と比較して特別に優れたものとは言い難い。明治32年(1899)には、松永に製塩試験場が川崎大師河原より移転するが¹⁰⁾、それは製塩地として著名であると共に、かかる問題点を内包した製塩地であったということが指摘できるのである。

さて、幕末期、松永塩田において産地問屋の機能を担った月代り所は、近代以降松永塩商社へと継承発展する。近世以来、北国市場を対象に絶大な人気を誇った松永塩は、近代以降もその人気を維持し続けた。本論では、近代(明治20年代まで)における松永塩流通の成立過程と特質について明らかにしていきたい。かかる点を明らかにするため、以下の三つの点を検討する。

まず第一に、松永塩の出荷先としての尾道との関わりから言及していきたい。本論と関係

7) 休浜同盟の展開については、渡辺則文『広島県塩業史』(一九六〇年)、また加茂詮『近代日本塩業の展開過程』(一九九三年、北泉社)も参照されたい。

8) 石井亮吉『松永塩業史文化史の研究』(一九七三年)など

9) 『瀬戸田町史』(一九九七年)

10) 川崎における大師河原製塩試験場の様子については、拙稿「大師河原製塩試験場の展開」(『江戸内湾塩業史の研究』一九九九年)を参照されたい。

する尾道市場についての研究は、幕末—維新时期であるが、中山富広氏・西向宏介氏の成果がある。本論との関わりから両成果について言及すると、中山富広「幕末・維新时期における『経済的集中』と地域商業資本」は¹¹⁾、広島藩領内の港町尾道を中心に幕末期と明治初年における「経済的集中」の有り様を地域商業資本の動向から明らかにしたものである。また、西向宏介「近世近代における尾道豪商の経営活動と文書」は¹²⁾、尾道商人として著名な橋本家を素材とし、近世後期に広島藩内での尾道湊の地位が相対的に低下したことを明らかにしている。これらの成果で明らかのように、近世後期から幕末期にかけて、一時的に停滞を余儀なくされた尾道も、近代以降再び経済的基盤を固めて経済圏を形成する。松永塩田も、尾道経済圏の一翼を担うことになるが、かかる点について、具体的にいかにして尾道経済圏に組み込まれていったのか。近世における有りかたとの違いはどのような点に求められるのか、という点について明らかにしていく。

また、中西聡は「内地集散地市場の動向」¹³⁾において、明治期における港の動向を鞆港と尾道港との関係を例として比較検討している。松永塩は、後述するように同一領国内に鞆港を控えつつも、広島藩領内である尾道へ運ばれている。つまり、松永塩田は尾道港のヒンターランドとしての性格が指摘できる。かかる点を、次の課題である塩流通の在り方とも関連して、尾道における塩流通の担い手である尾道の塩商人との関わりから検討することが求められるのである。

第二は、幕末期に登場した産地問屋が、近代以降どの様に再編成したかという点である。松永塩田の場合、幕末期に成立した月代り所は、明治六年(一八七三)に松永塩商社となる。松永塩という銘柄の塩は、松永塩商社を通じて各地へ送られたのである。よって、松永塩の販売を担う松永塩商社の特質を明らかにしたい。ちなみに、松永塩商社について、創業当時の史料は残されておらず、必ずしも十分な検討はできない。わずかな史料ながら、それらをひもときつつ、松永塩商社の創業期から明治二〇年代までの産地問屋の特質を明らかにしたい。

また同時に、近代以降登場する輸送システムに松永塩商社がどのように対応したかという点である。近世における松永塩の流通は、産地問屋(月代り所)の成立以降も、自身で船を有さず、基本的には買積みである北前船の来航に依存していた。松永塩田自体で輸送手段を持ちえないという性格自体は、近代以降も変わらないものの、運賃積みを基調とした船舶の登場により、北前船に依存しない形態を可能としたのである。かかる流通システムの登場に対する松永塩商社の対応と、その意義、そして問題点を、商流・物流、取引や情報のあり方、そして金銭授受のあり方など諸側面から明らかにする。

11) 『史学研究』一八七・一八八合併号(広島史学研究会、一九九〇年)

12) 『広島県立文書館紀要』(第五号、一九九九年)

13) 中西聡『近世・近代日本の市場構造』(一九九八年、山川出版社)

第三は、松永塩の販売先についてである。先にも指摘した通り、松永塩は、他所と比較して必ずしも品質的に良質とはいえなかった。それにも関わらず、北国地方においては相当な人気を誇っていた¹⁴⁾。とりわけ、新潟県域から移入される長野市域における松永塩の評価は絶大なものがあり、1910年前後における長野市に移入された塩について、「専売法実施以前ハ二十五斤入仄、又ハ六十二斤入菰俵ニシテ松永産塩ノ外ハ更ニ需用セサル慣ヒナリシモ、近来漸次四十斤入及八十斤入仄ヲ需（もと）メ、尚松永以外ノ産塩ヲモ用ユルノ傾向ヲ表ハセリ、而シテ従前ノ二十五斤入又ハ六十二斤俵ト称セルモノハ其包装ハ原産地ノモノニアラズシテ総ヘテ直江津商人ノ改装ニ成リ、又松永塩ト称セルモ實際ハ改装ノ際各所ノ塩ヲ混合シ而シテ依然其名ヲ冒（おかせ）ラセシモノナリト云フ」と、松永塩という銘柄が非常に好評を博していたことが紹介されている。

また、1900年代の塩流通の動向を展望すると、「青森県下ハ従前三田尻塩ノミヲ需要セシ……」など、品質・価格とは別の次元で、個々の銘柄で販路が一定程度決まっていたことがうかがえる。本論では、かかる要素を如何なる点に求めるのか、という点についても言及していくことにしたい。

一. 産地問屋の形成

松永塩田は、幕末期に月代り所が組織化され、その後明治6年(1873)に、松永塩商社として成立する。当時の史料は残されないものの、明治25年(1892)の「松永塩田組合規則」を参照しつつ、組織の性格について考えてみよう¹⁵⁾。

<史料1>

第一項 松永・柳津両村塩田ニ産出スル製塩ハ、凡テ松永塩商社ノ取次ヲ経ルニ非ラサレハ販売ヲナサス

但、地方小売販売ハ此限ニ非ス

第二項 松永塩田組合員ニシテ、地方隔絶ノ地ニ於テ、所有地及ヒ営業スル塩田ヨリ産出スル食塩ハ、松永塩ノ名義ヲ以テ販売スルヲ得ス

第三項 松永塩田組合員ハ自己ノ製塩僅少ナル時ト雖トモ、他方ノ製塩ヲ買入シ、松永塩ノ名義ヲ以テ販売スルヲ許サス

松永塩商社は、明治6年に呼称されるが、実体については不明である。明治25年12月に製塩業者の組合である松永塩田組合と、販売組織としての松永塩商社が分離する。同史料は、こ

14) 「塩務ニ関スル調査書」(『日本塩業大系』史料編近・現代(三)、一九七六年)参照のこと。なお、同報告書は、坂出塩務局が明治三八年から明治四〇年にかけて塩業界の動向をまとめたものである。

15) 本論において、特に注記の無いものは、広島県福山市広島県立歴史博物館蔵「石井甲三家文書」(塩事業センター所蔵マイクロフィルム)である。

れを受けたものといえる。〈史料1〉を参照すると、第一項「松永・柳津両村塩田ニ産出スル製塩ハ、凡テ松永塩商社ノ取次ヲ経ルニ非ラサレハ販売ヲナサス」と、松永塩田で産出した塩については原則として松永塩商社において一手販売が行なわれていることがわかるだろう。さらに、第二項の「松永塩田組合員ニシテ、地方隔絶ノ地ニ於テ、所有地及ヒ営業スル塩田ヨリ産出スル食塩ハ、松永塩ノ名義ヲ以テ販売スルヲ得ス」と、松永塩田における組合員であったとしても、他所で生産した塩については、松永塩の銘柄を認めていない。同様に、第三項「自己ノ製塩僅少ナル時ト雖トモ、他方ノ製塩ヲ買入シ、松永塩ノ名義ヲ以テ販売スルヲ許サス」と、他所から購入して納品することも認めていない。松永塩は、松永塩商社によって販売独占と商品管理が行われていたのである。明治36年の松永塩商社の「定款」から、その目的を探ってみよう。

〈史料2〉

株式会社松永塩商社定款（抄）

第一章 総則

第一条 当会社ハ株式組織トス

第二条 当会社ノ称号ヲ株式会社松永塩商社トス

第三条 当会社ノ目的ハ左ノ営業ヲ為スニ在リ

一 製塩ノ売買

二 石炭ノ売買

前項営業ノ都合ニ依リ左ノ営業ヲ為スコトアルベシ

一 穀類ノ売買

二 荷為替ノ取扱

第四条 当会社ノ営業所本店ヲ備後国沼隈郡松永町ニ設置ス

支店ノ設置ヲ要スルトキハ、取締役ノ決議ヲ以テ之ヲ設置スルコトヲ得

第五条 当会社ノ存立時期ハ之ヲ無期トス

第六条 当会社ノ債務ハ当会社ノ財産ノ限度ヲ以テ之ヲ弁償ス

第七条 株主ハ会社ノ業務及ビ資産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

（後略）

明治三十六年 月 日

同史料第三条を参照すると、生産された塩の売買だけでなく、製塩作業に必要な燃料や浜子の飯米などの売買、そして荷為替の取り扱いがその内容に含まれている。当時の松永塩商社の株主名簿を参照しても（〈表1〉）、最大の株主は「松永塩田産業組合」であり、塩浜を所有する浜主が主体であった。実際、松永塩商社の「決算書類」を参照しても、収入の主体は「口銭」であり、「上荷賃」「弁当代」「立縄代」「二重皮代」「塩代」などの生産費・俵装な

<表 1> 松永塩商社株主一覧

立 場	名 前	株数	地 名
	有限会社松永塩田産業組合	140	深安郡福山町字深津町
松永塩田浜主	藤井與一右衛門	130	沼隈郡松永町
松永塩田浜主	石井四郎三郎	100	沼隈郡東村
松永塩田浜主	石井猪之助	50	沼隈郡松永町
松永塩田浜主	石井憲吉	30	沼隈郡松永町
松永塩田浜主	岡本儀一郎	30	沼隈郡松永町
松永塩田浜主	井出策助	20	沼隈郡松永町
松永塩田浜主	石井 忠	10	沼隈郡松永町
松永塩田地主	石井保次郎	10	沼隈郡松永町
	岡本直三郎	10	沼隈郡松永町
松永塩田地主	岡本修吉	10	沼隈郡松永町
	岡本籌之助	10	沼隈郡松永町
	岡本春吉	10	沼隈郡松永町
	中根徳三郎	10	沼隈郡藤江村
	井出健爾	10	沼隈郡松永町
	石井正雄	10	沼隈郡松永町
	松岡松之助	10	沼隈郡神村

(注) 1) 明治36年「松永塩商社株券」参照

どの諸費用は、ほとんど収益の対象となっていない。この様に、基本的に塩浜の利益を反映することを意図し、共同購入（石炭・飯米など）、共同販売を基調とした産地問屋として、松永塩商社が成立したのである。この時期、こうした性格の産地問屋が成立するのは、松永塩田に限ったことではなかった。尾道周辺の各塩田においても同様に産地問屋が成立している。

尾道の対岸向島に位置する富浜塩田では、明治13年(1880)5月18日順行社が設立している。この時の「創立証書」を参照してみよう¹⁶⁾。

<史料 3>

創立証書

順行社

順行社創立証書

石炭回漕製塩輸出ノ為メ一社ヲ創立其業ヲ経営セント謀リ、私共即チ此創立証書第五条ニ

16) 「順行社創立証書」小河家文書

連署シタル者一致協力シテ当社ヲ創立シ、左ノ創立証書ヲ取究メ候也

第壹条

当社名号ハ順行社ト称スベシ

第貳条

当社ハ富浜会所内ニ当分仮設スヘシ

第三条

当社資本金四千百円ニシテ五拾円ヲ以テ一株トナシ総計八拾貳株ト定ムベシ

第四条

当社ノ営業期限ハ本年ヨリ向六ケ年ヲ第一期トスヘシ

第五条

当社株主住所姓名各株主ノ引受タル株式ハ左ノ如シ

金額	引受株数	住所	姓名
五百五拾円	十壹株		豊田維徳
五百五拾円	十壹株		安曾類三郎
四百円	八株		松浦孝兵衛

(中略)

総計

四千百円	八拾貳株		廿二名
------	------	--	-----

第六条

此創立証書ハ本社ノ業ヲ営ミ、一同ノ利益ヲ謀ル為メニ取究メタル者ニシテ、其証拠トシテ私共一同姓名ヲ記シ、調印致候也

明治十三年五月十八日

豊田維徳

安曾類三郎

(後略)

<史料3>を参照すると、この順行社とは、「石炭回漕製塩輸出ノ為メ一社ヲ創立其業ヲ経営セント謀リ」と、燃料である石炭の購入と、製塩の販売を一括して行うことを目的としていた。松永塩商社の場合、塩の一手販売を主たる目的としたのに対し、順行社の場合、石炭の一手購入もなされているところに特質がある。また、資本金4100円で合計82株あり、富浜塩田の主だった浜主が株主として参加している。会社の構成は、事務の一切を取りしきる元締人2名を任期1年で決めることとし、毎年1月に選挙で選出した。また、金銭の出納を取りしきる月行事(任期2カ月)2名を株主の中から抽選で決めている。具体的な経営の実態についてはよくわからない。松永塩商社の場合、母体は松永塩田産業組合でありながらも、会

社として組織されていた。それに対し、順行社の場合、塩業者（浜主）から交替で事務が行われた点に相違が見られる。ただ、順行社を設立することで、松永塩商社と同様に産地問屋として製塩地が自立する方向を見せることになったのである¹⁷⁾。

このように、産地問屋と製塩地の浜主とは、相互依存的な関係で結ばれていた。〈史料4〉を参照しよう。

〈史料4〉

誓約証

富浜之内九番浜此度私名義ニテ掛り受候ニ付、自今石炭始メ其他入用之物品貴殿ヨリ買受申度、仍テハ予テ差入置候契約証之通り、相守り可申候、為其別紙年行司之承諾証、及ヒ林松蔵殿ト契約書写シ共相添追契約証差進置候也

明治十九年五月九日

豊田維徳 印

天野亦兵衛

尾道市十四日町の仲買商であった天野亦兵衛が製塩に必要な石炭を始め、諸物資を一手に取り引きしている。豊田維徳は富浜塩田における九番浜の浜主となっている。その際、製塩に必要な物資の購入は、一切天野亦兵衛を介することを誓約している。さらに明治26年(1893)1月には、富浜・津部田浜(向嶋町)・栗原浜(現尾道市)の塩業者12名が申し合せを行ない、富浜製塩会社を結成した。富浜製塩会社では、富浜塩田における製塩の販売や燃料である石炭や包装材料などの共同購入を行ない、浜子の雇傭に関する賃金を始めとした様々の取り決めもなされている。さらに製塩会社(商法実施後は、塩会所という)では販売に際し、塩入や俵作りの検査を実施し、製品の品質に支障が無いことを検査人や榊取などの名前を銘記した保証書で発行している。富浜塩の品質基準を厳格にし、信用を得る努力を行なったのである。この様に、原料・製品の共同販売・共同購入による経営合理化や、製品の品質保証によって販売促進を積極的に実施した。他の塩田においても同様である。〈表2〉を参照しよう。岡本浜(金江村・藤江村・浦崎村・百島村・千年村—阿武兔浜は除く)では、明治18年(1885)ごろ、岡本組を組織する。明治26年に岡本組合資会社となっている。また、肥浜においても、燃料、包装などの共同購入、製塩納付の統一などを目的とした肥浜本組があった。この様に、各塩浜ごとに共同購入・共同販売を基調とした塩問屋に類する会社組織が結成されている。かくして、各々の塩浜において一定度産地塩を集荷する組織が産地内部に整備されたのである。

こうした産地問屋は、基本的に製塩業に必要な穀類や石炭、そして生産塩の取り次ぎを基

17) 「申値規則」小河家文書

1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場

<表 2> 尾道周辺の塩田における塩業組織一覧

範 囲	名 称	組 織 名	年 代	性 格
広島県沼隈郡金江村, 藤江村, 浦崎村, 百島村, 千年村	岡本組塩田組合	岡本組	明治18年ごろ	製塩, 販売事務
		岡本組合合資会社	明治26年12月	塩販売(塩田組合事務を兼ねる)
		岡本組合合資会社(塩田組合事務分離)	明治37年ごろ	
		岡本組合合資会社	明治40年ごろ	塩田組合事務を再び兼ねる
		岡本組塩田組合	明治43年5月	
松永町, 柳津村	松永塩田同業会	松永塩問屋月代り所	天保6年	塩売捌業務(塩業者より毎月2名ずつ交替)
		松永塩田組合	廃藩置県後	
		株式会社松永塩商社	明治25年12月25日	販売事業
		松永塩田産業組合	明治25年12月25日	製塩に関する事務
		有限責任松永塩田購買販売生産組合	明治37年8月23日	
松永塩田同業会	明治43年1月18日			
広島県御調郡向島東村天女浜・肥浜	肥浜元組塩業組合	天女肥浜塩商社	明治8年	
広島県御調郡向島東村肥浜	肥浜元組塩業組合	肥浜元組塩業組合	明治29年1月	
広島県御調郡向島東村天女浜肥浜	肥浜元組塩業組合	天女肥浜塩業組合	明治29年1月	2団体に分かれる(製塩の改良, 販路拡張)諸種の経営は提携(共通の規約に実施)→向島東村塩業組合の一団体
広島県御調郡向島西村富浜, 津部田浜, 同郡栗原浜	富浜製塩会所	富浜製塩会所	明治26年1月	
		塩専売制後		販売事業廃絶
広島県御調郡吉和村	吉和浜塩業組合	吉和浜塩業組合	明治4年	製塩, 俵造, 入実など検査, 製塩の販路拡張
		塩専売制後		販売事務消滅
		吉和浜購買組合	明治43年4月	物品購入

(注) 1) 専売局編『塩業組織調査書』1913年

本業務とし、口銭収入を得ることで基本的な収入としていた。旧来の問屋と明確に異なる点は、株主が当該塩浜の製塩業者で占められている点であろう。つまり、産地の利益代表を意図して産地問屋—松永塩商社は成立したのである。明治20年前後、かかる要素を背景に、尾道周辺の塩田では同様な形態の産地問屋が各地に簇生したのである。

二. 輸送システムの展開と松永塩商社

次に、輸送システムの展開について、松永塩商社との関わりから述べていくことにしよう。〈表3〉を参照しよう。〈表3〉は、明治前期において松永塩が北国市場に向けてどれだけ送られていたかを示したものである。おおよそ八割から九割近くが北国へ送られ、あとは県下に送られている。松永塩の販売先は、北国地方を対象としていたことがわかるだろう。それでは、この間、どのような取り引きが行われたのか明らかにしていきたい。

〈表3〉 松永塩の移出先と移出高

項目	明治11年	明治12年	明治13年
前年製塩越高	25,364.308	17,160.001	19,156.909
製 塩 高	75,262.385	82,746.912	92,699.081
合 計	100,626.693	99,906.913	111,855.990
北国輸出高	76,003.720	72,647.640	95,725.760
県内売捌高	7,462.972	8,102.364	5,393.216
合計売捌高	83,466.692	80,750.004	101,118.976
翌年越高	17,160.001	19,156.909	10,737.014

(注) 1) 「西南諸港報告書」(『近代日本商品流通史資料』第二巻, 1979年, 日本経済評論社)
2) 単位は石

幕末から明治30年ごろまで、どのように展開したか、〈史料5〉を参照しながら概観しよう。

〈史料5〉

一大型大和船時代若シクハ西洋型帆船即チ北前船ノ専ラ航行スル時代ハ、主トシテ尾道港北前問屋ノ手ヲ経テ該船舶ト商談ヲ為スヲ例トセリ、日本海方面ニ於ケルコレ等大型帆船ハ冬季航海杜絶ノ時期ハ多クハ大阪川口ニ撃船越年シ、翌年二月比口、初下リト称シ大阪出帆北海道へ肥料積取ニ向フモノニシテ此往航荷物ハ大概塩ヲ満載スルヲ常トセリ、コノ塩ノ取引ハ前年冬季ニ於テ、八九月以降ノ製塩ヲ古積ト称シ、各浜所ニ貯蔵セルモノヲ入銀商内ト称シテ、尾道問屋が介在シ多クハ大阪ニ於テ船方ト商談ヲ為シ、其ノ全金ヲ受領スルノ例ナリキ、浜方ハ右受領シタル塩代金ヲ以テ、節季仕舞シ翌年浜夫ノ雇入レ且諸式ノ仕入レヲ為シタルモノナリ

旧幕時代藩が特ニ塩田ヲ保護シタルハ、塩ハ正貨ノ輸入ヲ為シタル故ナリト云フ

一船手ハ二月下旬大阪ヨリ回船シテ前記入金塩ノ積入ヲ為シ、日本海方面ニ至リテ塩ヲ売

却シ、北海道ニ於テ肥料ヲ積込ミ五六七月頃尾道ニ回航シ来リ肥料ヲ売却陸揚シテ、又塩ヲ積載シテ、日本海方面ニ至リテ復荷ハ米穀・肥料・材木等ヲ積載シテ上り来リ、之レヲ売却シテ大阪ニ撃船スルヲ例トス

故ニコノ帆船積時代ハ、日本海方面ニ塩ノ回送ヲ為スハーケ年ニ航海、若シクハ三航海ニ過キザリキ

一南海岸ハ航海ナシ易ク随ッテ其回数モ多カリシカ、北前船ニ比シ概シテ小型船多カリシ

一 汽船積ノ開始

一明治二十年頃松永塩商社ト越後新潟塩商人ト協商シテ汽船積ヲ以テ塩ヲ輸送スルヲ至便ナリトシ、日本郵船会社ニ其定期港ニ輸送センコトヲ囑リタルニ頗ル難色アリタルモ、終ニ其ノ容ルル所トナリ、試ミニ汽船輸送ヲ為シタルニ其結果予想以上ノ好成績ヲ得タリ、茲ニ於テ松永塩商社ハ日本郵船会社ノ代理店トシテ、之ト特約ヲ締結シ毎航積載スルニ至レリ、之レ即チ本邦ニ於テ塩ヲ汽船積ト為スノ濫觴ナリトス

一コノ汽船積開始ニ依リテ、産地浜付問屋ト需用地塩商人ト直接取引ヲ開始促進シタル次第ナリ

一明治二十四五年ニ至リテハ社外船ガ塩積ヲ希望シ、之レ等ハ責任特約ヲ為スノ煩累ナク、其便船毎ニ随時積込ミヲ為シ得、極メテ便利ナルヲ以テ郵船積ハ漸次減少シ、専ラ社外船ニ依ルコトトナリタリ、茲ニ於テ社外船取扱店ノ必要起リ、尾道ノ主タル問屋ト竹原塩会社等共同シテ芸備航運組ヲ設立シ、又糸崎港ノ問屋新屋事首尾木一氏ハ中国回漕組ヲ設ケ専ラ社外船ノ取扱ヲ為スニ至レリ

一コノ当時ヨリ旧日本型帆船ハ全ク其影ヲ潜メ僅カニ西洋型帆船ノ航海ヲ見タルモ年ト共ニ減少、明治三十四五年頃ニ至リテ絶無トナリタリ

同史料は、昭和2年(1927)に作成された「芸備地方塩業沿革ノ概要」を引用したものである。よって、二次史料としての性格なので、細かな点を吟味するのではなく、おおよそを把握するにとどめたい。同史料を参照して、幕末から明治30年ごろまでの松永塩の廻送の段階を大きく①尾道商人主導で松永塩が販売されていた時期(幕末～明治初期)、②日本郵船会社との提携時期(明治20年～23年ごろ)、③社外船取引による尾道塩商人との結びつきの時期(明治24年ごろ～)の3つに分けることができる。以下、それぞれ述べていくことにしたい。

1. 明治前期ごろ(尾道商人主導時期)の松永塩流通

この時期は、尾道商人が主導で松永塩を販売していた。〈史料5〉を参照すると、「主トシテ尾道港北前問屋ノ手ヲ経テ該船舶ト商談ヲ為スヲ例トセリ」と、尾道商人と北前船の船舶

との間で、商談がなされていたことがわかる。北海道から肥料を、日本海沿岸からは米穀・肥料・材木などを積み込み、尾道で売却して陸揚げしていた。また、北国地方へは、塩を積載していたのである。近世の段階で産地問屋としての月代り所が成立し、直接取引が行われていたにせよ、全面的に月代り所から北前商人への直売りにシフトしたわけではなかった。一時期、直接取引が行われていたにも関わらず、再び尾道商人の手に委ねられた理由は何故なのであろうか。この時期の取引を示す3つの史料を紹介したい。

<史料6>

塩預り手形

一松永塩大俵三千三百〇九俵 但シ五斗式升入

右製塩来ル三月三十一日限相渡ス約定ニテ正ニ預り置候処実証也、然ル上者客船入港之砌貴家差図抛り何時ニテも無相違相渡シ可申素より融通使用不致、尤諸掛り費者其都度受取候約定仍而為後日之預手形差進候也

明治十八年酉十一月十四日

備後松永古浜 塩商社 (印)

兎玉喜三殿

<史料7>

塩預り手形

一松永大俵塩式万三千五百俵 但シ五斗式升入

右製塩来ル旧曆正月ヨリ相渡ス約定ニテ正ニ預り置候処実証ニ御座候、然ル上者客船入港之砌貴家差図ニ抛り何時ニ而も無相違俵員相渡可申素より融通使用不致、尤諸掛り費者其都度受取候約定仍而為後日之預り手形差進候也

明治十九年戌一月十九日

備後松永古浜 塩商社 (印)

首尾木新蔵殿

御取次

<史料8>

製塩預り証

一松永塩三百俵也 但シ五斗式升入

右俵員慥ニ相預り候処実正也、然ル上者御船至入港之節無相違此手形引替積入可申候、仍而為後日之如件

明治二十年亥一月八日

備後松永古浜 塩商社 (印)

賀々国 安宅

野田吉三郎殿

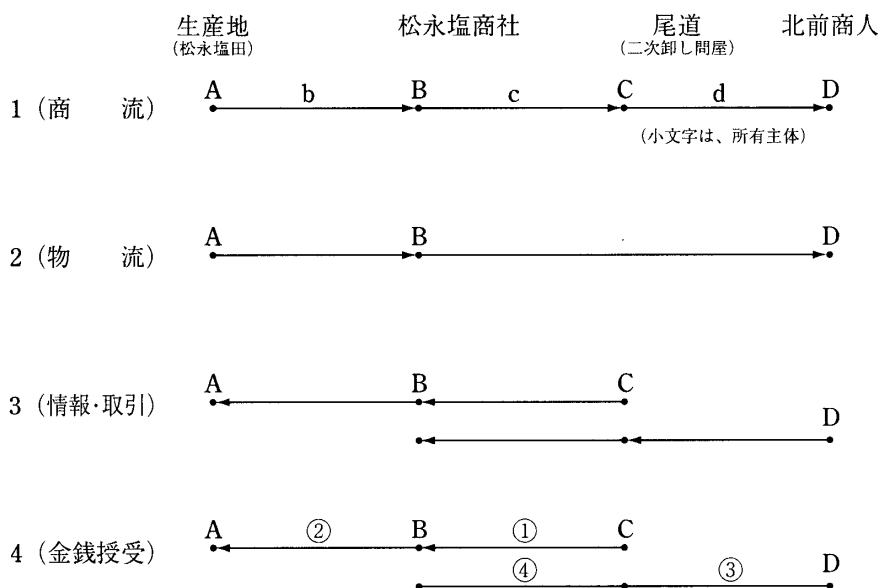
児玉喜三殿

御取次

<史料6>と<史料7>は、松永塩商社と児玉喜三・首尾木新造との間で取り交わした塩預り手形である。取引相手である児玉喜三や首尾木新造は、尾道や糸崎に居住した二次卸し問屋である。同史料を参照すると、彼らは松永塩商社に塩を買い付けている。しかし、「御船至入港之節無相違此手形引替積入可申候」と、塩を買い付けるものの、現物（商品＝塩）は尾道へ送られることなく、松永塩商社が保管し、北前商人の来航に応じて、尾道商人（二次卸し問屋）の指示に従い、松永塩商社から北前商人に渡されていたのである。<史料8>は、加賀国（石川県）安宅の野田吉三郎の船が入港した際に、松永塩三〇〇俵を積みこむことを記している。<史料6><史料7>は、三〇〇〇俵・二万俵程度を買い付けたのに対し、<史料8>では、三〇〇俵程度であった。これらから考えるに、尾道商人は松永塩商社より相当量の塩を事前に買い付け、北前商人からの要請に応じて塩を漸次販売したのである。その際、尾道商人は、従来の間屋業の様に、塩を買い付けた程度で管理・保管するのではなく、その機能は松永塩商社に委ねられていたのである。

かかるシステムについて<図1>に基づきながら諸側面から検討しよう。

まず、商流についてであるが(1)、A→B→C→Dという形態を取る。すなわち、まず松永塩商社(B)から尾道商人(C)が買い取っている。そして尾道商人は、北前船主(D)に対して売り付けている。後述するが、尾道は肥料の集散地として知られている。このため、北



<図1> 明治前期の松永塩の流れと取引

前商人が寄港することが多かった。かかる北前商人と尾道商人との間で塩の取引が活発になされたのである。それに対し、塩の動き（物流）について見てみよう（2）。A→B→Dという形態を取る。尾道商人（C）は塩の動きには介在せず、松永塩商社（B）が尾道商人（A）の依頼に応じて、直接北前船主（C）に渡されたのである。そして、塩の購入取引の手順（連絡のされかた＝情報通）についてみると（3）、C→B→A、D→C→Bというように、二次卸し問屋は、事前に一定量の塩を買い付けておき、その上で、北前船主（消費地問屋）による塩購入の依頼を受けて尾道商人は松永塩商社へ寄港日・船舶名を連絡する。松永塩商社は、それに応じて北前船主へ積みこむのである。

そして、代金の授受の有り方についてである（4）。これを参照すると、まず、尾道商人は松永塩商社に対して、年末・年始の段階で事前に代金を支払っている（①）。この史料からは明らかにならないが、年始めの給金など松永塩田にとって入用分をこの事前の支払いから分配されることで、賄われていたと考えられる。松永塩商社の母体が松永塩田の塩業者（浜主）であるため、かかる年始めの資金調達は、重要な意味があったのであろう。そして北前商人が尾道商人との取引がなされた段階で、松永塩商社は口銭（保管料）を含む諸費用を受け取ったのである（④）。

以上を踏まえた上で、最後に、金銭の利益の有り方について見ておきたい。

松永塩商社における売上高

塩代金＋口銭×時間（保管）＋その他

松永塩商社の場合、松永塩商社の売上高は尾道商人との間で取り決められた「塩代金」と「保管料」と「その他」であった。「その他」とは、縄代・上荷賃や積付賃などがそれに当る。このうち、「塩代金」は松永塩田組合へ渡され、「その他」はそれぞれの仕事を果たした人達に渡される。よって、口銭と一定期間保管した分を加味した保管料が松永塩商社自身の利益となったのである。この取引方法は、事前に尾道商人を通じて塩を販売することで、松永塩商社にとって塩の売買関係は安定する。ただ、収入としては保管料のみであり、危険が少ない代わりに利益も余り見込まれなかったのである。

一方、尾道商人について見てみよう。塩の購入に必要な代金を事前に相当額支払う必要があった。その意味で、相応の資金力が求められたのである。ただし、それ以降の販売については、松永塩商社に支払う諸費用に口銭を加味した上で、北前船主に対し新たな塩代金を設定し、販売した。こうした尾道商人は、年末・年始の早々に見込み買いを実施している。よって、一面、塩価格の下落により、損失を生むことがあったが、逆に商業利益を期待でき、多額の収益を得ることも可能であったのである。また、北前船主の場合、こうした尾道商人との間で取り交わされた塩代金⑤に輸送費⑥を加味して、北国の塩商人へ販売する。北国地方は、近世中期の幕藩制的な全国市場が成立する中、瀬戸内塩が流入し、淘汰され塩作りがな

さなかつた。その意味では輸送自体の危険は伴うものの、高利益を得ることは可能であったといえよう。

こうして考えると、松永塩商社は、収益は安定するものの、高利益はのぞめなかつた。それに対し、尾道商人と北前船主はリスクを負いながらも、高利益が期待できたといえる。

松永塩商社は、その性格上、まず第一義的に松永塩田の利益を考える必要があつた。このため、年始めの資金調達や松永塩の販売先を確保する必要があつたのである。尾道商人は、豊富な資金や肥料取引による北前商人とのつながりを背景に、松永塩の確保を意図する。松永塩商社もまた、それを受け入れる形で取引がなされたのである。

2. 明治20年～23年ごろ（日本郵船会社との提携時期）

こうした、尾道商人との関わりを断ち切ることを可能としたのが、輸送手段の獲得であつた。自身で輸送手段を持ちえない松永塩商社にとって、具体的な取り組みとして、日本郵船会社との提携が行われ、直接取引を実施したのである。この様子について、「日本郵船会社ニ其定期港ニ輸送センコトヲ図リタルニ頗ル難色アリタルモ、終ニ其ノ容ルル所トナリ、試ミニ汽船輸送ヲ為シタルニ其結果予想以上ノ好成績ヲ得タリ、茲ニ於テ松永塩商社ハ日本郵船会社ノ代理店トシテ、之ト特約ヲ締結シ毎航積載スルニ至レリ、之レ即チ本邦ニ於テ塩ヲ汽船積ト為スノ濫觴ナリトス」と記載されているように、汽船積による一定度の成果が見られることで、日本郵船の代理店としての取り組みがなされた。これによって、松永からの直接輸送を可能としたのである。

これまで松永塩は、「越後有而之松永、松永有而之越後」といわれ、北国地方において圧倒的な人気を誇っていた。しかし、松永塩田の人々にとって、販売の対象は尾道商人や北前商人であり、実際に北国地方に居た商人ではなかつた。直接、越後商人と結びつくことを可能にしたのが日本郵船会社など、運賃積みを基調とした輸送手段の成立であつた。そしてこの時、主要な港に存在する北国商人との間で、「特約契約」・「代理店契約」・「売買契約」の三種の取り決めが行なわれたのである。以下、順を追って述べて行くことにしよう。

I 特約契約

まず、「特約契約」について、〈史料9〉を参照してみよう。

〈史料9〉

今般食塩売買上ニ付、羽後国酒田港中村太助、堀助右衛門、佐藤平次郎ト備後ノ国松永浜塩商社トノ間ニ於テ取結ビタル定約、左ノ如シ

第一条 酒田港ニ於テ食塩ノ買入レヲ要スル時ハ、左ノ浜所ノ製塩ハ松永塩商社ニ於テ買付、汽船ヲ以テ運輸スルモノトス

落 合 功

一松永浜 一岡本浜 一阿伏兎浜
一富浜 一肥浜 一吉和浜
一三原浜 一竹原浜

第二条 売買上ノ塩値段ハ尅俵立トシ、双方汽船乗直段ヲ以テ、定約スルモノトス
但売主ニ於テ本条値段之外一切請求セザルハ勿論ナレドモ、汽船運賃ハ買主ノ
支弁タル可シ

第三条 松永港竹原港トモ一航四千俵以上ノ荷物ニ非レバ、汽船寄港セサルニ付、松永塩
竹原塩トモ買付四千俵未滿之売買定約ハ一港四千俵ノ買付ニ滿ル迄、松永塩商社
ニ預リ置キ四千俵以上ニナリタルトキ汽船エ搭載運輸スルモノトス

第四条 松永塩商社ニ於テ、酒田港ノ注文ニ応シ買付タル食塩ノ代金ハ、売買定約ノ即日
買主ヨリ酒田港第一国立銀行ヨリ馬関第百十国立銀行へ電信為換ヲ取組、下之関
郵船会社佐々木男也殿へ送付シ、佐々木男也殿ニ於テ馬関第百十国立銀行ヨリ尾
道第六十六国立銀行へ電信為換ヲ取組、松永塩商社長石井保次郎へ送附スルモノ
トス

但酒田ヨリ馬関迄ノ電信為換費用ハ買主支弁シ、馬関ヨリ尾道迄ノ電信為換費
用ハ売主支弁ス可シ

第五条 平常売買定約之際ハ松永塩商社ヨリ馬関郵船会社へ、汽船松永或ハ竹原港へ寄港
ノ時日予メ尋問之レヲ酒田港へ報知ス可シ、酒田港買主ニ於テモ酒田郵船会社通
リ馬関郵船会社へ松永或ハ竹原寄港ノ時日ヲ尋問シ、双方突合ノ上売買ヲ定約ス
可シ

第六条 松永塩商社ニ於テ汽船寄港ノ時日ニ際シ荷物ノ不備、或ハ無謂事情ヲ唱へ買付タ
ル食塩ノ運輸ヲ怠リタル時ハ、過怠金トシテ十分ノ一買主へ送附スルモノトス
但シ売買ノ成立汽船寄港ノ時日ニ拠ラズシテ、売買ノ定約ヲナスト、本条ノ手
続キヲ以テ定約スト雖モ汽船運轉ニ相違寄港期日ニ積入レザルトキハ松永塩商
社ノ責任ニ非ズ

第七条 食塩売買上ニ付電信又ハ郵便ヲ以テ照会ヲナシ其返信遷延ニ涉ルトキハ売買上ニ
損害ヲ生スル等ノ義モ可有之ニ付、充分注意速ニ返報ス可シ

第八条 汽船積食塩ノ俵造ハ在来ノ俵中ニ円座ヲ入レ充分堅固ニス可シ

第九条 汽船積ノ俵造尅俵容量左ノ如シ

一 五斗三升 松永浜
一 五斗貳升 岡本浜
一 五斗貳升 阿伏兎浜
一 五斗貳升 富浜

- 一 五斗式升 吉和浜
- 一 五斗式升 肥浜
- 一 五斗式升 三原浜
- 一 五斗三升 竹原浜

第十条 竹原塩ヲ除キ、其他ノ製塩ハ千俵ニ付六俵之喰塩ヲ運輸スルモノトス

第十一条 食塩ヲ買付、汽船ニ積載スル迄ノ手續ハ松永塩商社ノ負担ス可キ権限トシ、積載ノ後ハ荷主ノ負担タル可シ

第十二条 郵船会社ノ汽船松永及ヒ竹原港へ食塩搭載ノ為メ寄港ノ時日ニハ、日本形商船へ積渡シ之先約アリト雖モ汽船ハ特別ノ義ニ付、碇泊前後ヲ不論汽船へ積載セシム可シ

第十三条 塩相場問答及ヒ諸事報道之電信ハ、左ノ名宛へ通信ス可シ

但シ松永へ達スルノ電信ハ、夜中ト雖モ尾道次宿へ達スルトキハ、態夫ヲ仕立送達スルモノトス

羽後酒田中町 中村太助

備後尾道米場町福井甚助方にて 松永塩商社

前書之通協議ノ上定約取結候処相違無之候、仍テ承諾ヲ表スル為メ双方連署捺印之互換証如件

山形県羽後国飽海郡酒田港中町

明治二十年七月四日 中村太助 印

同 堀町 堀助右衛門 印

同 染屋小路 佐藤平次郎 印

広島県備後国沼隈郡松永浜

塩商社長 石井保次郎 印

代印水野勝之助

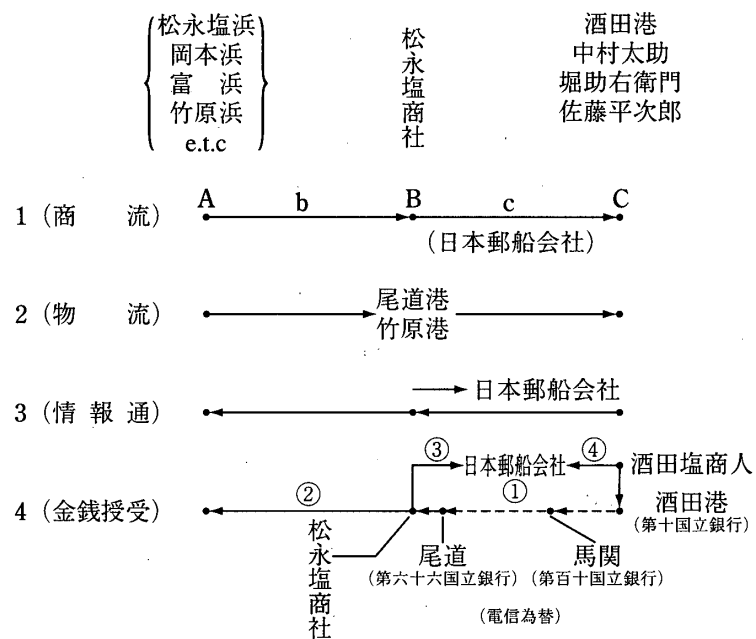
同副社長 岡本修吉 印

同社員 水野勝之助 印

<史料9>は、羽後国酒田港中村太助ほか二名と松永塩商社との間で取り交わした取り決めである。同様な取り決めは、本荘港の長田藤四郎、土崎港竹内伝太郎、能代町宮腰勘兵衛などの間でも取り交わしている。ここで注目できる点は、酒田港において広島産（生口塩など一部を除く）の食塩が必要な場合、松永塩商社を介して購入することを取り決めた点である。松永塩商社は、松永塩に限らず周辺の塩をも含めて買付け、汽船によって運ぶようになったのである。「備後尾道米場町福井甚助方にて 松永塩商社」との記載から、尾道に松永塩商社の出張所が設営されていたものと考えられる。

同史料を参照すると、松永塩商社にとって、販売の問題点が指摘できる。第三条に「松永港竹原港トモ一航四千俵以上ノ荷物ニ非レバ、汽船寄港セザルニ付、松永塩竹原塩トモ買付、四千俵未滿之売買定約ハ一港四千俵ノ買付ニ滿ル迄松永塩商社ニ預リ置キ、四千俵以上トナリタル時汽船工搭載運輸スルモノトス」と、取引数量が4000俵を超えないと汽船は寄港しない。よって、買付け量が4000俵を超えるのを待った上で輸送することとしている。さらに第十二条には「郵船会社ノ汽船松永及ビ竹原港へ食塩搭載ノ為メ寄港ノ時日ニハ日本形商船へ積渡シノ先約アリト雖モ、汽船ハ特別ノ義ニ付、碇泊前後ヲ不論汽船へ積載セシム可シ」と、日本郵船会社の汽船が食塩を積載するために寄港した場合は、他の食塩の予約があろうとも日本郵船会社の汽船に食塩の積載を優先することが示されている。

特約契約における取引を図で示すと、〈図2〉の通りである。芸備塩（一部除く）を購入する場合、松永塩商社を介することを取り決めた契約である。



〈図2〉 松永塩商社における特約契約における取引形態について

まず、商流の側面(1)から見みよう。A→B→Cという形となる。芸備の各塩浜で生産した塩は、松永塩商社の手によって買い取られ、その上で、日本郵船を介して酒田港の塩商人へ運ばれている。ただ、買い付けは、輸送される前に行われるので、B(松永塩商社)からC(酒田港)へ運ばれる段階で、すでに所有権はC(酒田港の中村太助)が有することになっていた。

一方、物流の側面(2)では、A→(尾道・竹原)→Cであった。つまり、物流過程において、松永塩商社は直接関わらず、尾道・竹原などの港へ直接運ばれ、船舶に積載される。もちろん

ん、松永塩の場合は、松永塩商社において保管したものを尾道へ運ぶことになるが、他所の塩浜で生産された塩は、日本郵船会社による船舶が寄港する尾道または竹原に直接送られたのである。

次に、情報の伝達(3)の有り方であるが、C→B→A、C→B→日本郵船会社といった形をとる。つまり、酒田港の塩商人の依頼に応じて、松永塩商社は日本郵船会社と各塩浜へ伝達したのである。

最後に、金銭の授受についてみてみよう(4)。まず、塩代金は、契約が行われた段階で、酒田港の第一国立銀行から馬関第百十国立銀行へ電信為替で送られ、さらにそこから尾道第六十六国立銀行へ電信為替で送付される。塩代金は、松永塩商社を通じて、各塩浜へ支払われると共に、船舶への積載などに必要な諸費用を負担する。そして、船舶が酒田港へ着船した段階で、酒田港の塩商人から日本郵船会社へ運賃が支払われたのである。

以上が特約契約のあらましである。日本郵船との契約を通じて、芸備塩田の各塩を送荷することを可能としたわけだが、他方、日本郵船が尾道、または竹原に寄港するのは積載量が4000俵を超えなければならなかった。このため、消費地の問屋が塩を必要とした時に即座に対応することが困難であったといえるのである。

II 代理店契約

次に代理店契約について見てみることにしよう。〈史料10〉を参照されたい。

〈史料10〉

備後国松永塩商社ヨリ回送スル食塩荷受、及ヒ売捌キ方ヲ新潟港荒川才二江委任スルニ付、左ノ条項ヲ契約ス

第壹条

一松永塩商社ヨリ新潟港江汽船ヲ以テ食塩直回送セシトスル時ハ、荒川才二江宛テ送致シ、売捌キ方ヲ依託スヘシ

第貳条

一松永塩商社ヨリ食塩回送スル場合ニ於テハ、積載船出帆ノ前日荒川才二へ宛テ可積送塩ノ俵員及ビ荷為換ノ有無予メ電信或ハ郵便ヲ以テ通知スベシ

第三条

一松永塩商社ヨリ食塩積出シノ案内アル時ハ、荒川才二ハ着荷日数ヲ計リ、舁下船及ビ川船等ノ手配ヲナシ汽船着港ノ上ハ直ニ受取ニ出張シ、荷揚ケノ際懇篤ニ周旋スベシ

第四条

一食塩荷揚ケノ上ハ、直チニ荒川才二ヨリ着報及ヒ時ノ確實ナル相場ヲ電報シ、松永塩商社ノ指図ヲ受ク可シ

第五條

一松永塩商社ノ都合ヲ以テ廻塩ニ対シ荷為換取組タル時ハ、其旨荒川才二江通報シ、荒川才二へ荷着ノ上荷為換金ノ受払ヲナシ、第三條ノ手續キニテ荷受ス可シ

第六條

一荒川才二ニ於テ荷受ケノ上ハ、松永塩商社ノ求メニ依リ、荷為換ヲ附セサルモノニ限り、相当代価ノ百分ノ八十若シクハ九十迄ノ振替金ヲナス可シ

第七條

一食塩運賃先払ニテ松永塩商社より回送スル時ハ、荒川才二ハ着荷ノ節運賃ヲ支払、追テ塩売却代金ノ内ヨリ引去リ、計算ス可シ

第八條

一荒川才二ハ松永塩商社江荷為換金若シクハ繰替金ヲナシタル後チ、塩価下落シ、立替金ノ第六條ニ定ムル如ク百分ノ九十以上ニ超エル時ハ、相当ナル差金ヲ荒川才二ヨリ請求スベシ、其節ハ松永塩商社ニ於テ速ニ送金ス可シ

第九條

一回塩蔵上ケ荷預り中ハ荒川才二ニ於テ時々ノ塩価、及ヒ商況ハ松永塩商社ト電信、又ハ郵便ヲ以テ応答スルモノトス、依テ何時タリトモ松永塩商社ノ指図ニヨリ売捌キノ手續ヲナスベシ

第十條

一松永塩商社ノ指図ニ依リ売却ノ上売渡済タル後、荒川才二ニハ明細ナル計算書ヲ製シ、直チニ郵送シ、而シテ該塩代金差引決算ノ上、松永塩商社ノ指図ニ随ヘ電信為換又ハ通常為換ヲ以テ岡本修吉、又ハ石井保次郎江宛テ送附スベシ
但シ送金ニ関スル為換料ハ松永塩商社ノ負担トス

第十壹條

一食塩新潟港へ廻送シ、売却スルニ付テハ、要スル費用左ノ如シ

一 船下船賃

但シ、船下船ハ沖合碇泊ノ汽船ヨリ川口迄ノ運送船ニシテ塩壹俵ノ賃金壹錢四厘トス

一 川船瀬取賃

但シ、船下船ヨリ積取蔵所迄ノ運送船ニシテ蔵上ケ迄ノ人夫賃共壹俵ニ付、六厘五毛トス

一 蔵敷料

但シ蔵敷ハ時々高底アルト雖トモ、本年ノ如キハ壹俵ニ付貳厘五毛トス

一 手数料

但シ塩代金ノ内船下賃川船賃ヲ引去リタル残額ノ百分ノ壹分五厘トス

第拾貳条

一荒川才二ヨリ松永塩商社へ荷為換、及ヒ振替金等ノ立替トナル時ハ金融ノ繁閑ニ依リ
利子ノ高底アレトモ、凡ソ百円ニ付日歩三銭トス

第拾三条

一前条ノ外止ムヲ得サル事故アリテ、臨時ノ費用ヲ要スル時ハ、明細ナル証明書ヲ造リ、
荒川才二ヨリ松永塩商社江送附スベシ

第拾四条

一荒川才二ニ於テ回送蔵入預リ中ハ、其保護方常ニ注意ヲ怠ラザルベシ、故ニ荒川才二ノ
不注意ヨリ生スル損害ハ、荒川才二ノ負担タルベシ、然レドモ水火難及ビ抗拒ス可ラサ
ル不測ノ天変地災ヨリ蒙リタル損害ハ、松永塩商社ノ損失タルベシ

第拾五条

一前条食塩荷受及ヒ為換繰替金并ニ売捌キ手続キ等聊カ不都合無之様大井市治青山松蔵ノ
兩人保証シ、荒川才二ノ尽スベキ責任ヲ負担スベシ

第拾六条

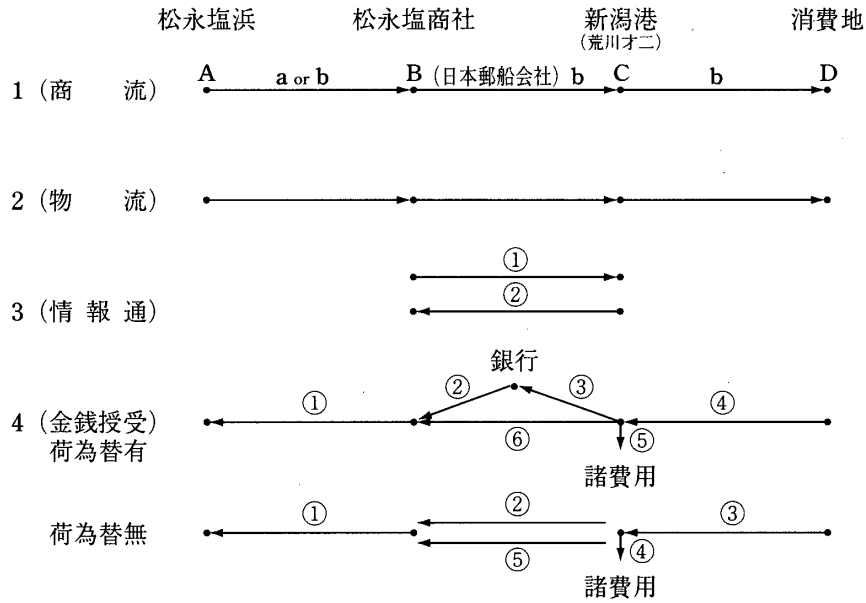
一前条々本年六月ヨリ来ル廿三年五月迄、契約スルモノニシテ、其期限内ト雖モ不都合之
事アラバ、更正若シクハ解約スル事ヲ得可シ

右之条々契約ノ証トシテ記名調印之上此証書式通ヲ製シ、為取換置者也

明治廿年六月

新潟県新潟区並木町		荒川才二	印
同上大川前通五番町	保証人	大井市治	印
同上大川前通六番町	保証人	青山松蔵	印
広島県下備後国沼隈郡松永浜		塩商社	
同社長		石井保次郎	印
同		岡本修吉	印
同社員		水野勝之助	印

<史料10>は、「備後国松永塩商社ヨリ回送スル食塩荷受及ビ売捌キ方ヲ新潟港荒川才二へ
委託スルニ付左ノ条項を契約ス……」と、松永塩商社が新潟港に廻送した塩の場合、荒川才
二が委託販売することを示したものである。代理店という性格から、北国市場での販売の意
志も原則松永塩商社によって行われていることがわかる。同様に、直江津港へ輸送された塩
は、「備後国松永塩商社ヨリ越後国直江津港へ輸送スル食塩ノ荷受及ビ売捌ヲ同社ヨリ直江
津物産会社へ委託セント欲スルノ手続ヲ特約スル条項左ノ如シ」と、直江津物産会社が委託
販売されている。この直江津物産会社との契約の第一条には、「松永塩商社ヨリ日本郵船会社
ノ汽船ニ搭載シテ直江津物産会社へ回漕スル食塩ハ松永港発船ノ前日其個数及ビ秤量ヲ松永



<図3> 松永塩商社における代理店契約の取引形態について

塩商社ヨリ報知スベシ」と記載されているように、代理店の契約がなされている。この代理店契約について、<図3>に基づきながら、諸側面から明らかにして行くことにしよう。まず、松永塩商社から代理店に塩を回送するとき、大きく以下の三つの手続が行われている。

- ①松永塩商社は、代理店に対し、食塩を輸送する際には、積載船の出帆の前日に塩の積載量、荷為替の有無を電信か郵便で連絡する。
- ②代理店は、回送の連絡を受けると、到着の日数を見込み、舁下船と川船の手配を行い、汽船の到着を受け、荷揚げを行う。
- ③荷揚げが行われたら、代理店は松永塩商社へ到着の連絡を受けると共に、相場を報告し、指示を受ける。

以上の様に、松永塩商社より代理店は、回送された塩の管理・販売を依頼されたわけで、代理店は松永塩商社から塩を購入するわけではなかった。代理店は、松永塩商社の指示により販売を行い、陸揚げや管理費、輸送料など諸種の手数料を収入としたのである。よって、塩の所有権は、新潟にあるときも、松永塩商社の手にあるといえよう。事実、代理店の不注意によって塩に損害を与えた場合は、代理店の負担となるが、水火難など天災による不可抗力な場合は、松永塩商社が負担することになっている。

次に物流について見てみよう (2)。A→B→C→D という形を取る。C (新潟港の荒川才二) が保管の役割を果たすということであり、特に他は商流と同形態である。

次に情報通についてである (3)。この点は、特に松永塩商社と代理店との間で電信や郵便により頻繁に行われていることが注目できる。その内容は、一つは塩荷物の輸送であり、も

う一つは販売をめぐるものであった。前者の塩荷物の輸送については、回送・荷揚げ時期をめくりなされるもので、後者の販売については、塩価や商況などをめぐる情報、そして取引に伴う計算書の郵送が行われたのである。

これは、新潟に塩がありながら、所有権は松永塩商社に帰属していたことによる。代理店は販売手数料を得ることが主たる業務であるので、常に松永塩商社の指示に従う必要があったのである。松永塩商社の目の届かないところで、適切な販売を行うためには、頻繁に情報を交換することが必須条件とされたのである。

最後に、金銭の授受の有り方を見てみることにしよう(4)。この金銭授受の有り方は、荷為替の有無によって、分けることができる。まず荷為替が行われる場合について見てみることにしよう。

史料中に荷為替の介在する銀行の記載が無いので、具体的な銀行名は明確にならないが、松永塩商社は荷為替の取組みを行った段階で、銀行から代金の支払いを受ける(②)。そして、代理店は塩荷物が到着した段階で荷為替金の受け払いを行うのである。販売が確認された段階で、塩代金から立替金・手数料を差し引いた代金を電信為替、通常為替によって送金することとなる。一方、荷為替が無い場合は、代金の八割から九割を振替金とする。また、もし塩価が下落し、立替金の九割を超えた場合、代理店から松永塩商社へ差額を請求し、送金を受けることとなっていた。なお、代理店の支払いに不都合がある場合には、保証人が対応する。

以上、代理店契約について紹介してきたが、代理店契約は、松永塩の販売の出張所を設営するのと同様な意味を持ち、松永塩商社が直接販売する意味で積極的に評価できる。しかし代理店と松永塩商社の間では、塩価の動向や金銭授受が重要なポイントとなるわけだが、その手続きが煩瑣であることで、支障を招く可能性が多分に含まれていたのである。

Ⅲ 売買契約

最後に売買契約について紹介しよう。売買契約とは、松永塩商社と消費地の問屋(本項の場合、直江津盛塩商会)との間で取引を行う際の契約である。また、直江津では、直江津物産会社が代理店契約を結んでいるが、購入に関しては、その限りではなかった。直江津盛塩商会が売買契約を結んでいる。少し長いが<史料11>を参照しよう。

<史料11>

「売買定約書」

食塩売買定約及運輸手続規約

第一款

第一条

備後国松永塩ニ産スル食塩ヲ直江津港直江津盛塩商会ト、備後国松永浜塩商社ト、汽船積ノ約速ヲ以テ買附ヲナスノ定約之種アリ、一ヲ冬買定約トシ、一ヲ直積定約トス

第二条

冬買定約ハ十一月以降郵船直江津港ヲ休航ノ時、松永塩買附ヲ約シ、翌年四月直江津港ニ郵船開港ノ時機、汽船ニ搭載運輸スルモノトス

第三条

直積定約ハ四月ヨリ十月迄ノ内、臨時松永塩ノ買附ヲ約シ、直チニ汽船ニ搭載運輸スルモノトス

第二款冬買定約及運輸手續

第四条

松永塩冬買ノ契約ヲナシタルトキハ、代金掛り物ヲ計算シ、其計算書直江津盛塩商会へ送付シ、到達シタルトキハ其金額直チニ新潟港大井市治或ハ青山松造ノ両氏エ託シ、第六拾六国立銀行尾ノ道本店エ電信為換ヲ取組、松永塩商社エ送付スルモノトス

第五条

松永塩商社ハ、直江津盛塩商会ヨリ送付シタル塩代金ヲ第六十六国立銀行本店ヨリ請取タルトキハ、其請求タル事ヲ直チニ直江津盛塩商会及新潟青山・大井ノ内エ不取敢電報シ、更ニ買附定約書ヲ郵便ヲ以テ送付スルモノトス

第六条

前条冬買定約ヲナシタル俵数ノ運輸ノ方ハ、郵船直江津へ開港ノ時機回々搭載ス、可款及搭載期日ノ見込等ハ翌年四月迄ノ内、直江津盛塩商会ヨリ松永塩商社へ報知シ、塩商社ハ直チニ郵船会社支店へ松永寄港ノ期日ノ約定ヲナシ置クモノトス

第七条

松永塩商社ハ郵船会社馬関支店へ汽船ノ寄港ヲ請求シ、其決定シタル期日及寄港ノ上食塩ヲ搭載シタル時日、及其俵数等ハ其都度直江津盛塩商会へ電報ヲ以テ報知スルモノトス

第八条

松永塩商社ハ買附タル俵員ヲ汽船へ積渡シタルトキハ、郵船会社ヨリ荷物送り状ト名クル受取証ヲ取り受ケ之ヲ郵船ニ委託シ、直江津盛塩商会エ送り付セシム可シ、最モ此場合ニ於テ松永商社ハ荷物送り状ヲ直江津盛塩商会エ送付スルタメ領収証書郵船ヨリ取受ケ置クモノトス

第九条

前条ノ食塩ヲ積載シタル汽船直江津港へ着船ノ節、直江津盛塩商会ハ松永塩商社ヨリ委託シタル荷物送り状ヲ郵船ヨリ受取、其送り状ニ郵船会社直江津出張所ノ検印ヲ受ケ、此送

リ状引換ニ汽船ヨリ荷物ノ直受取りナスモノトス

第十条

直江津盛塩商会ニ於テ荷物受取ヲナスニハ荷物送り状裏書第五項ヲ心得、荷物ヲ検査シ授受終タル後送り状表書ニ記載セル汽船運賃ノ支払ヒヲナスモノトス

但シ荷物ヲ受取タル事モ松永商社へ直チニ電報スベシ

第十一条

冬買ノ定約セシ食塩ノ俵員悉皆汽船へ搭載済ミトナリタルトキハ、之ヲ直江津盛塩商会へ電報スベシ、直江津盛塩商会へ直チニ買附定約書ヲ松永商社へ返送スルモノトス

第三款 直積定約運輸手続

第十二条

四月ヨリ十月迄ノ間、直積ノ決約ヲ為サントスルトキハ、松永塩ハ塩価ト郵船会社汽船松永寄港ノ時日トヲ直江津盛塩商会へ電報スベキモノトス

第十三条

松永塩ヨリ発シタル塩価ト汽船寄港時日トヲ電信直江津盛塩商会へ達シ、同商会ニ於テ買入ント決スルトキハ、直ニ松永塩商会へ塩何千俵買附運輸ス可キ事ヲ塩商社へ電報スベキモノトス

但シ塩価彼我ノ間ニ差違アルカ、又ハ汽船回漕遅速ノ為メ契約整サルトキハ、又タ塩商社へ電報スベキモノトス

第十四条

塩商社ハ直江津盛塩商会ヨリ買入ノ電報アレハ、更ニ郵船会社へ電報ヲ以テ汽船ノ寄港ヲ請求応答ヲ得、確定期日ヲ直江津盛塩商会へ電報スベキモノトス

第十五条

直江津盛塩商会ニ於テハ、汽船松永浜へ寄港確定時日ノ電信ヲ商社ヨリ得ル時ハ直チニ買附タル俵数代金ヲ計算シ、第六拾六国立銀行尾ノ道本店へ電信為換ヲ取組、松永塩商社へ送り付スルモノトス

但シ売買約定整セシトキハ、直チニ塩価ノ式割ヲ証拠トシテ買主ヨリ送り付スベキ処、直江津及高田銀行ニテ尾ノ道銀行ニ為換定約無之為メ、郵船寄港確定時日ヲ塩商社ヨリ電信ニテ通信次第直江津盛塩商会ハ直チニ新潟大川前通り五番町大井市治、青山松造両氏ノ方へ送り付致シ、同人ヨリ直チニ新潟第四国立銀行へ振込ミ、塩価悉皆電信為換ヲ以テ送付スベキニ付、直江津盛塩商会ヨリ証拠金送り付ナキ雖モ電信又ハ郵便ヲ以買付調整ヒセシ上ハ、相場高底ナストモ破約ハ彼我ニテナシ得サルモノトス

第十六条

塩商社へ直江津盛塩商会ヨリ送付シタル塩代金ヲ銀行ニテ受取タルトキハ、其受取タル事直チニ直江津盛塩商会及新潟ノ振込人エモ電報スベシ

第十七条

汽船松永浜エ買附ノ食塩ヲ積渡シタルトキハ、松永商社ヨリ直チニ何千俵積載シタル事電報スベキモノトス

第十八条

松永塩商社ハ直江津盛塩商会ヨリ注文ヲ受ケ、買付タル食塩ヲ汽船エ搭載スルトキハ、其買仕切書及ヒ印鑑ヲ郵船へ依託シ買主へ送り付スルモノトス

但シ買主へ送付スベキ買仕切書及ヒ証書ヲ取り付置クモノトス

第十九条

食塩ヲ汽船へ積載シタル後チ及直江津港へ着荷物ノ授受等ノ手續ハ、第二款第八条第九条第十条ニ拠ルモノトス

第四款特約

第貳拾条

製塩ヲ買附ケ汽船へ積載スル迄ノ手續等ハ悉皆松永塩商社ノ負担積載、後ハ直江津盛塩商会ノ負担スベキモノトス

第貳拾壹条

郵船松永塩寄港食塩積載ノ時日ニハ日本形商船へ積渡シノ先約アリト雖モ、郵船ハ特別ノモノニ付、碇泊前後ヲ論セハ松永ニ於テハ郵船へ積入ノ手續ヲナスモノトス

第貳拾貳条

松永冬買ノ定約ヲナシ買附タル俵員ヲ汽船積載ノ際俵製ノサルヲ名トシ、買付ケタル俵数減却ナス事ヲ得ス

第貳拾三条

汽船積ノ俵造リヲ為スニハ、ナルベク居焚キ除古積塩ヲ俵製セシムルモノトス

第貳拾四条

食塩汽船積載ノ俵造リハ、是迄ノ俵形ニ仕立、丈夫ナル大縄ヲ使用シ六方掛ケノ堅縄ヲカクルモノトス

第貳拾五条

松永塩商社ヨリ買附ケタル食塩ノ俵製ハ旧慣ニ倣ヒ、大俵壹俵五斗貳升入ノ容量ナル五斗壹升ヲ納メ、其壹升ノ切出シハ（一千俵ニ付石十石也）、別ニ俵製セシメ、汽船へ積載運輸スルモノトス

1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場

但シ切出シ俵製スルノ縄俵代ハ、直江津盛塩商会ヨリ支弁スベシ、尤買主ノ請求ニヨリ切出シトモ合セテ俵仕舞ナス事ヲ得

第貳拾六条

松永塩商社ヨリ買附タル食塩ハ旧慣ニ倣ヒ千俵ニ付、喰塩六俵ヲ別ニ俵製シ汽船エ積載運輸スルモノトス

第貳拾七条

冬買及ヒ直積ノ定約并ニ運輸関スル電信郵便、或ハ塩代金送り付ノ電信為換等ノ費用ハ其発信ノ地ノ支弁トス

第貳拾八条

冬買及ヒ直積ノ定約ヲ以テ買附タル食塩ヲ積載スル為メ、郵便会社へ受取シタル松永浜へ寄港ノ確定期日ハ彼我ノ便利ヲ斗リ之ヲ返却スル事ヲ得ス

但シ、郵船運輸ノ都合ニ依リ寄港期ニ相違アルハ此限りニ非ラズ

第貳拾九条

前条々ニ違背シ万一損害ヲ成シタルトキハ、違約者ヨリ其損害ハ弁償スベキモノトス

第五款雜則

第三拾条

直江津盛塩商会ヨリ松永塩商社へ塩相場聞合セ、或ハ注文等ノ電信ハ左ノ二様ヲ以テ尾ノ道電信受次宿福井甚助へ報知スベシ飛脚ヲ仕立、松永塩商社ヲ相達スルモノトス

普通ノ電信

備後国尾道米場町福井甚助ニテ送り金、電信名当備後尾ノ道米場町福井甚助方ニテ、松永塩商社石井保次郎

右之条款ヲ以テ食塩売買汽船運輸手續キ規約明治廿五年一月迄履行スルタメ本書式部ヲ製シ、一部ハ直江津盛塩商会へ、一部ハ松永塩商社エ納メ置クモノトシ、依テ連署捺印候也

新潟県下越後國中頸城郡

直江津盛塩商会長 塚田拾七造 印

同取締役 矢嶋吉五郎 印

同支配人 前嶋寅造 印

明治廿年七月十五日

広島県備後国沼隈郡

松永村塩商社

塩商社々長代印 印

石井保次郎

同副社長 印

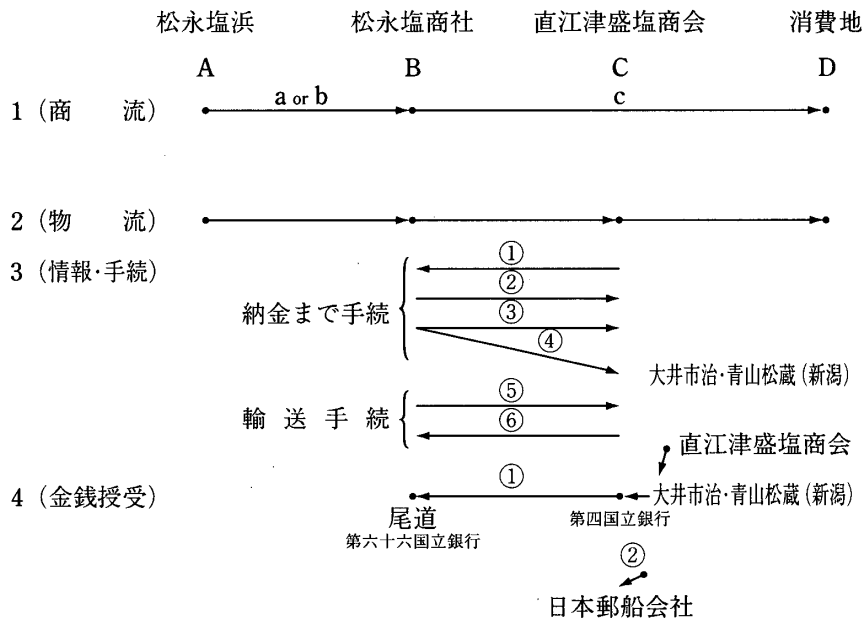
岡本修吉

同社員

水野勝之助 印

売買契約は、取引契約を示したものであり、特に特約事項が含まれているわけではなかった。同史料を参照すると、冬買定約と直積定約の2通りが存在していた。冬買定約の場合、11月から3月の間で日本郵船が休航の際に、松永塩を買付けておくもので、直積定約とは、四月から十月までで松永塩の買付けた際、即座に汽船で輸送するものを指す。

それぞれの手続き方法のうち、まず冬買契約について<図4>をもとにしながら紹介しよう。



<図4> 松永塩商社の売買契約（冬買契約の場合）による取引形態

商流 (1) については、A→B→D と移動する。ここで注意したいのは、先の代理店契約の場合、B (松永塩商社)→D (消費地) への所有者は松永塩商社であったのに対し、この売買契約の場合は、直江津商会 (消費地問屋) であるという点である。むろん、輸送の手配などは、松永塩商社の方で日本郵船会社との間でなされたものを利用している。物流 (2) は、共にA→B→C→D と、順次移動している。それに対し複雑なのは、B (松永塩商社) と C (直江津盛塩商会) の間で行われた情報のやり取りであった。

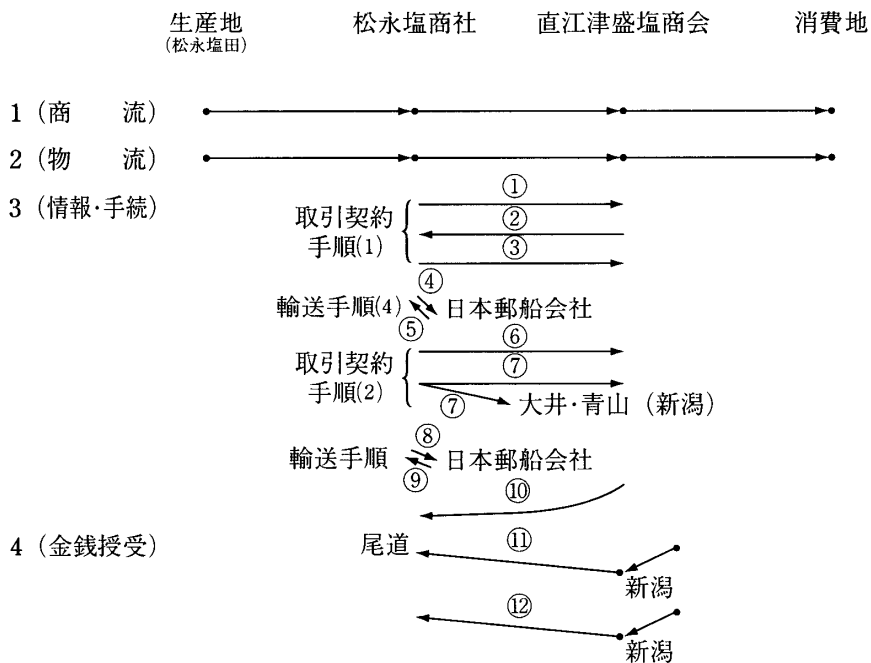
まず、基本的には直江津商会から松永塩商社へ塩価の打診が行われることから始まる (①)。

1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場

それを受け、松永塩商社は、塩価に諸費を加算した金額を連絡する (②)。それで直江津商会在納得いった場合、取引が成立することになり、納金となる。この納金が確認された段階で、直江津商会と納金に関わった新潟港の青山松蔵と大井市治に確認の連絡が電報でなされ、「買付定約書」を郵便で送ることになるのである (③、④)。その後、春になり、搬送の期日が決まると、日程と俵数などを随時連絡することとなる (⑤)。そして、実際の輸送に際しては、船舶への積載がなされた段階で、日本郵船会社へ「荷物送り状」と称する受取証を渡し、その代わりに松永塩商社は日本郵船会社から領収書を一時的に受け取るのである (⑥)。そして、直江津盛塩商会は、塩荷の検査が終了した段階で改めて電報で確認の連絡を松永塩商社へ行ったのである。また、同時に、③の段階で直江津盛塩商会が受け取っていた「買付定約書」を返却することで取引は終了している (⑦)。

最後に金銭の授受についてである。松永塩商社と直江津盛塩商会との間で売買契約が決まった段階 (3の②と③の間) で、金銭の納金が行われ、また、塩荷が送られた段階で、運賃を支払うこととなっている。また、支払いの方法についてであるが、直江津や高田の銀行から尾道の銀行への為替定約による送金手段が無かった。このため、一度新潟の青山松蔵・大井市治を通じて、新潟の第四国立銀行へ振り込み、電信為替で送付することになっていた。

次に、直積契約についてである。〈図5〉を参照してみよう。



〈図5〉 松永塩商社の売買契約 (直積契約の場合) における取引形態

物流・商流の有り方は、冬買契約と同じである。冬買契約との相違点は、購入が決まった場合、できるだけ早く商品の授受が行われる必要があるという点である。この点、取引方法

(3) が、それに当るが、まず最初に、直江津盛塩商会から松永塩商社へ塩価と郵船会社の汽船が寄港する日時の打診が行われることから始まる (①)。松永塩商社は、それを受け、塩価と日時を電報で知らせる (②)。直江津盛塩商会が、買入れを決めた段階で松永塩商社へ購入する量を電報で知らせる (③)。松永塩商社は、日本郵船会社に対し、寄港の日時を確認すると共に (④⑤)、日時が確定次第、直江津盛塩商会へも電報を発するのである (⑥)。この段階で納金がなされることになるが、この納金が済んだのを受けて、直江津盛塩商会と納金に関係した新潟の大井・青山へ電報で送り、さらに「買付定約書」を郵送する (⑦)。あとは冬買契約と同様の取引がなされている。すなわち、実際の輸送に際しては、船舶への積載がなされた段階で、日本郵船会社へ「荷物送り状」と称する受取証を渡し (⑧)、その代りに松永塩商社は日本郵船会社から領収書を一時的に受け取る (⑨)。そして、直江津盛塩商会は、塩荷の検査が終了した段階で改めて電報で確認の連絡を松永塩商社へ行ったのである。また、同時に、⑦の段階で直江津盛塩商会が受け取っていた「買付定約書」を返すことで取引が終了するのである (⑩)。

金銭の取り引きについて見ると、以下の様になろう。基本的に、取り引きが決まった段階で、納金が行われるが、その際まず塩価の二割を手付け金として納め (⑪)、日本郵船会社に納金すると共に、その後、残金を納金することとなっている (⑫)。

以上、松永塩商社が日本郵船会社との間で行なった契約によって、北国商人との間で「特約契約」・「代理店契約」・「売買契約」の3種の取引契約を結んでいることを指摘した。

近世以来、松永塩は、おおよそ北国市場を対象としていた。しかし、それは尾道塩商人・北前商人を介した間接的な北国市場への松永塩移出であった。それが明治20年代に入り、松永塩商社は、尾道商人や北前商人を排した、北国市場への直接販売(移送)を可能としたのである。それは、「汽船積開始ニ依リテ産地浜付問屋ト需用地塩商人ト直接取引ヲ開始促進シタル次第ナリ」という<史料5>の表現に端的に現れているといえよう。こうしたことを可能とした条件はいくつかあったと考えられる。3つの点をあげておこう。

一つは、日本郵船会社との契約による輸送手段の確保であった。これまで、松永塩商社(産地問屋)や北国商人(消費地問屋)は輸送手段を有さないことから、北前商人に依存せざるを得なかった。しかし、日本郵船会社の設立により、松永塩商社が契約を交わすことで、輸送手段を得ることに成功したのである。

二つ目は、金融・通信システムの整備があげられよう。松永塩商社が代理店契約を結ぶにしても、逆に北国商人が松永塩商社から塩を購入するにしても、瞬時に塩価を入手し、購入販売を実施するといった情報が必要であった。また、遠隔地の取り引きに当り、様々な契約、入金などが行われる上で、電報・電信・郵便などによる通信システムの整備が必要不可欠であったのである。同様に、決済などによる金銭の支払いや為替の取組みにおいて、金融機関

が介在することが求められたのである。

三つ目は、松永塩への信用である。特に「売買契約」の場合であるが、塩の先物取り引きを行うことを考えたとき、製品としての塩の品質が不安定であった場合、塩の購入は見合わざざるを得なくなる。北国商人が製品を全く見ずに購入を実施する前提としては、少なくとも塩の品質に対する最低限の保証が求められたのである。松永塩に限らず、塩は苦汁分を有することで、少なからず目減りする。それについて、あらかじめ1000俵に6俵を喰塩と称して追加で積載したのである。

3. 明治24年ごろ～（社外船取引による尾道塩商人との結びつき）

かくして、松永塩商社は、日本郵船会社との契約により、輸送手段を得ることで、北国商人の間で「特約契約」・「代理店契約」・「売買契約」の3種の契約を結び、松永塩商社は北国市場と直接取引をすることを可能とした。しかし、それも長く続いたとはいえなかった。「明治二十四五年ニ至リテハ社外船が塩積ヲ希望シ、之レ等ハ責任特約ヲ為スノ煩累ナク、其便船毎ニ隨時積込ミヲ得、極メテ便利ナルヲ以テ郵船積ハ漸次減少シ、専ラ社外船ニ依ルコトトナリタリ」と、「責任特約」が煩雑であることや、社外船の希望が増加することで、社外船との取り引きの方が平易なため、日本郵船積よりも優先されたのである。この「責任特約」の具体的な内容は、この史料からはわからない。ただ、考えられることは、契約事項を参照しても、手続きが繁雑であり、遠隔地商人との取り引きであるため、電報はあるにせよ、連絡に支障が少なからずあったものと考えられる。また、輸送の際にも、<史料9>の「特約契約」の条項に、「松永港竹原港トモ一航四千俵以上ノ荷物ニ非レバ、汽船寄港セサルニ付、松永塩竹原塩トモ買付四千俵未滿之売買定約ハ一港四千俵ノ買付ニ満ル迄松永塩商社ニ預リ置キ、四千俵以上ニナリタルトキ汽船ニ搭載運輸スルモノトス」と、日本郵船会社による汽船は、4000俵を超えないと寄港しなかった。つまり、北国商人（消費地の問屋）が欲しい期日に送荷することができないことなど、輸送方法に柔軟性を欠いていたことは確かであろう。すなわち、産地問屋と消費地問屋との間を直接的に結びつけることを可能とする条件（①輸送手段の確保、②通信・金融システムの整備、③品質）のうち、少なくとも①②の二つの条件に支障を来したのである。

結局、再び北前商人による社外船を取り扱う尾道塩商人との連携が必要となっている。このことは松永塩商社の母体である松永製塩業者の経営にもメリットをもたらした。<史料12>の「塩預り手形」を参照してみよう。

<史料12>

塩預り手形

一松永塩大俵壱万三千九百拾貳俵六分九厘六毛

但シ五斗式升入

右者製塩来ル廿五年旧正月ヨリ相渡ス約定ニ而正ニ預リ置候処実証ニ御座候、然ル上者客船入港之砌、貴殿御差図ニ拠リ、何時ニ而も無相違俵員相渡可申素より融通使用不致、尤諸掛り費者其都度受取約定仍而為後日塩預り手形差進候也

明治廿四年卯十二月廿三日

備後松永浜

塩商社

食塩商会御中

御取次

先の〈史料6〉や〈史料7〉と同類の史料である。同史料を参照すると、尾道の塩会社食塩商会が14000俵近くの塩の購入を決め、松永塩商社で預り手形を発行したものである。食塩商会とは、北前商人との取次を行なう尾道の塩会社のことである。同史料からは、明確にはならないが、松永塩を「預り置」とする文言や、「諸掛費者其都度」という文言から判断するに、輸送費用などは別途請求するにせよ、すでに塩自体は売買契約がなされたものと考えることができるだろう。この塩の取り引きがなされた代金を元手に、松永塩浜の浜子へ前金として与える雇傭資金などに充当したと考えられる。つまり、松永塩商社にとって、郵船会社との連携は、北国市場の直接的な掌握を実現するものであったが、それは、どれだけ販売を見込めるかがわからない状態であった。さらに、4000俵以上の注文が無ければ日本郵船会社所有の汽船が寄港しないなど、必ずしも販売先の欲しい期日に送荷することができず、消費者のニーズに対応し切れない面も多分にあったのである。また、「売買契約」の方法による消費地問屋の先物買いも、塩価が不安定である以上、購入を見合わせかねなかった面もあったであろう。それに対して、尾道商人を介在とした社外船との取り引きは、製塩作業開始以前に一定度の収入の確保を可能とし、会社（その組織母体としての製塩業者）経営にとって重要な意味があったのである。

三. 尾道市場の動向

1. 1890年前後における物資集散について

1890年前後の尾道港について「西南諸港統計書」を参照すると、以下の様に記載されている¹⁸⁾。
〈史料13〉

尾道港

広島県下備後国御調郡尾道港ハ国ノ東南二位シ東西壱里南北壱里南北式百五拾間東北山ヲ

18) 「西南諸港統計書」(『近代日本商品流通史資料』第2巻, 1979年)

負ヒ南ハ島嶼碁置シ、風波ノ憂ナク退潮亦通船ニ妨ケナシ、船舶ノ碇泊最モ便ナリ故ニ出入ノ船舶年中間断ナシト雖トモ北海道ヨリノ輸出入ハ概ね六月ヨリ十一月迄北海道ハ四月ヨリ十一月迄九州ハ十月ヨリ一月迄最モ多トス船舶ノ輸出物ヲ買フハ問屋仲買ノ手ヲ経ルモノトス

「西南諸港統計書」は、明治14年（1881）に北海道産物各地需要の景況調査をまとめたものである。同史料を参照すると、尾道港は、港湾としての立地条件によって多くの船舶が寄港していることがわかるだろう。この点、1900年代に至るまでに尾道港は如何なる性格を有した港になったのであろうか。〈表4〉から〈表6〉を参照しつつ検討していくことにしよう。

〈表4〉は、明治15年（1882）段階で10,000円以上の輸出物品を各港ごとに取り上げたものである。〈表4〉を参照すると、塩・畳表という沼隈郡域を産地とした商品は、尾道・鞆といった港を介することなく、松永湾から直接輸送が行なわれていた。当時、この松永湾域各地に、小規模ながら港湾施設を有し、直接的な取り引きが行なわれていたものと考えられよう¹⁹⁾。また、大規模な船舶は、松永湾内の港湾に寄港できない場合、浦崎付近で積載したものと考えられる。先に〈史料5〉をもとに、松永塩は尾道商人が受け入れていたことを指摘したが、この時期は必ずしもそうではなかった。松永湾から直接、移出されることもしばしばあったのである。こうした松永湾域は、塩・畳表といった当該地の産品の移出港であったのに対し、この時期の鞆・尾道の両港は、肥料の集散港であった。いずれも、北前商人によって移入されたものと考えられ、鞆港の場合は、「九州地方ヨリ輸入スル穀物・干鰯及北海道ヨリ輸入スル肥料・羽鰯・鰯滓・鰯・メ滓等ハ多ク深津・沼隈郡・品治・蘆田ノ五郡へ転

〈表4〉 元価10,000円以上の移出物品

年代	項目	項目2	松永湾	尾道港	鞆港	福山港
明治15年	塩	元価 (円)	85,888	69,380		
		数量	80,000	90,515		
	米	元価 (円)		9,400	11,688	25,660
		数量		10,100	1,393	2,187
	畳表	元価 (円)	11,594	7,540	1,400	48,057
		数量	2,700	1,160	105	4,490
	肥料	元価 (円)	224,525	62,841		
		数量		1,011,500	160,396	

(注) 明治15年広島県統計書参照
数量の単位は不明

19) 福山市史編纂会『福山市史 近代・現代編』（1978年）

売ス」と周辺地域に²⁰⁾、尾道港の場合は、「北海道ヨリハ羽鯡・鯡・メ滓・昆布・鯨鯢・差目鯡・鯡白子等ヲ輸入シ専ラ芸備両国へ転売ス、輸入品ノ内他国船へ売却スルモノ亦少シトセス、就中鰯粕ハ尾州或ハ四国へ積帰ルモノ最モ多シ」と、広島県域を中心に各地に再移出されたのである。

<表5>は、備後地方の港湾から出入りする船舶の数量を示したものである。出入りの数はほぼ同じことから、港から出航する船舶のみを記載した。同表を参照すると、明治19年(1886)までは、松永湾より移出する和船が見られるが、その後姿を消す。先に、松永塩商社は、日本郵船会社と連携することで、尾道に出張所を設置することを紹介した。こうして、尾道港は日本郵船会社の船舶寄港地となり、結果として、松永湾から塩を移出されなくなったのである。

<表5> 各港より移出する船舶

年 代	項 目 3	項目	松永湾	尾道港	鞆 港	福山港
明治15年	蒸気船	船数		1,032	1,373	6
		噸数				
	西洋型風帆船	船数		1,404	1,326	
		噸数				
	日本型五十石以上	船数	161	3,684	8,382	1,053
		石数				
明治17年	蒸気船	船数		1,131	732	1
		噸数		371,996	17,347	16
	西洋型風帆船	船数		18	6	
		噸数		6,981	610	
	日本型五十石以上	船数	160	4,313	3,685	1,469
		石数	82,510	1,270,900	1,153,049	119,519
明治19年	蒸気船	船数		1,377	1,075	
		噸数		148,740	95,410	
	西洋型風帆船	船数		46	59	
		噸数		3,882	8,113	
	日本型五十石以上	船数		18,385	7,815	
		石数		863,100	1,270,625	
明治20年	蒸気船	船数		1,377	1,145	
		噸数		148,740	104,100	
	西洋型風帆船	船数		36	54	
		噸数		2,106	7,238	
	日本型五十石以上	船数		4,207	7,782	

20) 「西南諸港統計書」(『近代日本商品流通史資料』第2巻, 1979年)

21) 「西南諸港統計書」

1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場

<表5> 続

年代	項目3	項目	松永湾	尾道港	鞆港	福山港
		石数		850,000	1,253,225	
明治21年	蒸気船	船数		2,114	1,080	
		噸数		198,716	59,400	
	西洋型風帆船	船数		39	82	
		噸数		3,970	4,920	
	日本型五十石以上	船数		33,785	11,058	
		石数		1,637,916	663,380	
明治22年	蒸気船	船数		1,982	2,520	
		噸数		186,336	532,349	
	西洋型風帆船	船数		61	512	
		噸数		6,222	3,604	
	日本型五十石以上	船数		38,131	11,836	
		石数		18,322,288	1,775,400	
明治23年	蒸気船	船数		2,138	2,525	
		噸数		200,978	532,749	
	西洋型風帆船	船数		40	532	
		噸数		4,080	5,004	
	日本型五十石以上	船数		45,391	11,840	
		石数		2,178,138	1,775,600	
明治24年	蒸気船	船数		2,315	2,515	
		噸数		202,287	532,350	
	西洋型風帆船	船数		43	530	
		噸数		4,386	4,520	
	日本型五十石以上	船数		46,400	11,710	
		石数		220,838	1,524,211	
明治25年	蒸気船	船数		2,317	2,521	
		噸数		202,300	533,720	
	西洋型風帆船	船数		52	518	
		噸数		4,422	3,560	
	日本型五十石以上	船数		46,579	11,750	
		石数		226,208	1,526,410	
明治27年	蒸気船	船数		2,871	3,207	
		噸数		252,648	689,505	
	西洋型風帆船	船数		90	2,803	
		噸数		7,380	1,655,140	
	日本型五十石以上	船数		46,776	11,146	
		石数		224,524	1,671,900	

<表 5 > 続

年 代	項 目 3	項目	松永湾	尾道港	鞆 港	福山港
明治28年	蒸気船	船数		3,116	4,252	
		噸数		280,440	1,190,560	
	西洋型風帆船	船数		265	3,069	
		噸数		112,525	1,258,290	
	日本型五十石以上	船数		48,502	11,565	
		石数		242,510	1,861,965	
明治29年	蒸気船	船数		3,475	5,371	
	西洋型風帆船	船数		502	3,658	
	日本型五十石以上	船数		3,299	20,746	
明治30年	蒸気船	船数		4,386	15,833	
		噸数		39,474	1,633,240	
	西洋型風帆船	船数		725	4,446	
		噸数		61,625	1,778,400	
	日本型五十石以上	船数		53,996	10,207	1,120
		石数		269,980	1,633,120	56,000
明治31年	蒸気船	船数		4,015	5,444	
		噸数		16,135	15,246	
	西洋型風帆船	船数		2,761	4,283	
		噸数		19,327	1,499,050	
	日本型五十石以上	船数		57,096	10,216	1,010
		石数		2,854,800	1,328,080	50,500
明治32年	蒸気船	船数		6,318	3,032	
		噸数		505,440	848,960	
	西洋型風帆船	船数		4,376	5,445	
		噸数		306,320	378,000	
	日本型五十石以上	船数		51,030	8,794	1,352
		石数		765,450	1,407,040	67,600

(注) 1) 各年広島県統計書参照
 2) 数字に疑問があるものも見られたが史料のままとした。

それでは1890年代になると、尾道港は如何なる性格を有するのであろうか。<表 6 >は、尾道港に移出入した産品の中で移出入価額のいずれかにおいて10万円を超えたものを表に示したものである。なお、一時期食塩の価額が10万円を割るときもあるが、食塩のみは記載している。

同表を参照すると、米・肥料の移出入と、畳表・花呉座など地元産品の移出が高い。松永湾から移出されたと考えられる、沼隈郡域の特産品であった畳・花呉座や食塩なども、この時期の移出港は、尾道港に特化されている。また、特に注目できるのは、肥料の移出入であ

1900年前後における松永塩流通の展開と尾道市場

<表 6> 尾道港よりの移出入品 (価額100,000円以上)

年	商 品	移入価額	仕 出 地	移出価額	仕 向 地
明治25年	食 塩	103,650	県下近郊内	11,980	越後・羽後・越中・地方
	米	366,400	本郡各地越後陸奥九州周防	278,100	本郡近村北海道伊予尾張
	肥 料	936,000	北海道・九州地方	913,600	備中・伊予・讃岐・近郡・九州
明治26年	食 塩	120,186	近傍各地	118,362	北国近郊
	米	2,123,857	九州・越後・近郡	1,789,775	大阪・伊予・尾張
	酒	215,400	摂津・近郡		
	肥 料	568,116	北海道・九州	568,116	備前・備中近傍
	呉服太物	205,000	西京・大阪		
	畳 表	365,000	近郡	364,200	東京, 大阪, 北国
	花 呉 座	229,000	近郡	229,000	神戸
明治27年	履物傘類	117,500	大阪・西京・広島	105,400	近郡
	食 塩	105,840	近傍各地	105,196	北国近郊
	米	4,780,280	九州・越後・備前・備中・近郡	4,314,973	大阪・伊予
	酒	106,920	摂津・県内		
	砂 糖	132,400	近傍各地	90,670	北国・石州・近郡
	生 魚	126,630	近傍各地	18,000	神戸・大阪
	四十物	135,370	対州・薩摩	135,370	備前・備中・備後・安芸
	肥 料	652,300	北海道・九州・朝鮮	652,300	備前・備中・伊予・讃岐・近群
	畳 表	574,650	近郡	570,830	東京・大阪・尾張・北国
	花 筵	1,152,000	近郡	1,152,000	神戸
	小間物	138,480	西京・大阪	119,500	近郡
	呉服太物	349,900	西京・大阪	303,970	近郡
	紙 類	101,600	大阪・岡山・広島・伊予	72,670	近郡
明治28年	食 塩	80,966	本郡内	79,298	近郡及び越後羽後
	米	556,534	近郡・九州・北国・四国	500,610	近村・大阪・伊予・尾張
	麻 苧	182,325	三次郡・上野・北海道	180,525	
	酒	177,120	近郡・摂津		
	砂 糖	303,060	阿波・伊予・讃岐	80,150	石見国・北海道
	肥 料	1,245,000	北海道・九州・伊予	106,474	近郡・備前・備中
	織 物	194,694	大阪・京都・尾張・近群・関東	191,400	近郡
	畳表花筵	689,850	本郡	668,500	大阪・神戸・東京
	下駄傘	119,000	大阪・広島	117,100	近郡
	洋小間物	22,500	大阪・神戸	222,000	近郡
	図書絵書	102,000	大阪	102,050	近郡
石 油	520,839	神戸	518,664	近郡	

功 合 落

<表 6> 続

年	商 品	移入価額	仕 出 地	移出価額	仕 向 地
明治 29 年	食 塩	80,966	本郡内及近郡	79,298	近郡及び越後羽後
	米	597,590	近郡越後九州地方	541,351	近村地方・大阪・伊予・尾張
	酒	158,370	県下竹原・三津・備中・伊予・大阪		
	肥 料	1,246,000	北海道・九州地方	107,284	近郡・備前・備中・伊予
	織 物	363,450	近郡・大阪・京都	191,900	近郡
	畳表呉座	985,600	東京・大阪・神戸	955,100	東京・大阪・神戸
	下 駄 傘	119,400	大阪・神戸・京都	117,300	近郡内
	西洋小間物	222,650	大阪・神戸	222,300	近郡内
	図書絵書	102,400	京都・大阪・神戸	102,300	近郡内
石 炭	347,952	九州	347,688	近郡・大阪	
明治 30 年	食 塩	266,904	近郡内	256,700	県下近郡及び越後羽後
	米	759,132	近郡・越後・九州	108,328	近村・大阪・伊予・尾張
	酒	321,000	県下竹原・三津・備中・伊予・大阪		
	肥 料	1,115,900	北海道・九州	147,491	近郡・備前・備中
	漁 具	104,400	近郡・大阪	9,420	近郡
	織 物	267,595	近郡・大阪・京都	251,845	近郡
	畳表呉座	1,084,160	近村・近郡	1,500,605	東京・大阪・神戸
	下 駄 傘	155,220	大阪・広島・京都・神戸	152,490	近郡
	洋小間物	91,520	大阪・神戸	244,530	近郡
	石 炭	417,542	九州	334,994	近郡・大阪
石 油	52,509	神戸	148,751	近郡	

(注) 「尾道商業会議所報告」参照

なお、明治28年、29年の価額が同じだが、そのままとした。

るが、尾道またはこの後背地に消費される場合もあったが、概ね瀬戸内各所に再移出されている。尾道は、肥料の集散市場としての性格を果たしていたのである。

この輸出品としての高額な肥料・米の主たる仕出地を参照すると、北海道・北国地方・九州地方であった。詳細は、同史料から確認できないが、北前商人が多く入船していたものであろう。この肥料取引の返り荷として塩が重要産品となるわけだが、この運賃について、「塩繰綿ノ類（の運賃）ハ輸入物積来リノ船舶貿易シテ積帰ルニ付運賃不詳」（括弧内筆者記載）と記載されている様に、食塩のみの購入を目的とせず、積み下ろしの返り荷を基本としていたため、輸送コストは安価な形で行なわれたのである²¹⁾。また、明治34年（1901）の「広島県統計書」の「商業銀行金融」の項から食塩関係の業者を取り上げると、<表 7>の通りで

<表7> 「商業・銀行・金融」会社名（食塩関係）一覧

会社名	営業種別	所在地	創立年月	払込済資	積立金
株式会社尾道米塩肥料取引所	売買市立	尾道市久保町	明治26年11月	50,000	1,000
合名会社食塩商会	食塩問屋	尾道市土堂町	明治22年7月	20,000	
竹原塩合資会社	食塩石炭中次仲買商	賀茂郡竹原町	明治26年6月	20,000	3,726
芸陽食塩合資会社	食塩及石炭委託販売	豊田郡忠海町	明治30年7月	20,000	300
瀬戸田食塩合資会社	食塩石炭仲買	豊田郡瀬戸田町	明治26年7月	3,250	
合名会社松永塩商社	食塩石炭販売	沼隈郡松永町	明治26年12月	400	

(注) 明治34年「広島県統計書」参照

ある。各製塩地に合資会社・合名会社として、食塩と石炭の仲買・販売などを行う会社が設立していることがわかるだろう。また、製塩地ではなく、それらの塩を集荷する尾道においては、食塩問屋である食塩商会や尾道米塩肥料取引所が設立している。次に、この尾道米塩肥料取引所の性格について紹介しよう。

2. 尾道米塩肥料取引所の性格について

尾道米塩肥料取引所が、明治26年（1893）に設立して以来、米・肥料と共に、塩を対象として売買の市が立つことになる。このことも、尾道の強い求心力を有していることを示している。当時の「尾道米塩肥料取引所営業規則」²²⁾を引用してみよう。

<史料14>

株式会社 尾道米塩肥料取引所営業細則

第壹章

第一条 当取引所ノ市場ハ休業日ヲ除ク外毎日左ノ時間ニ於テ開閉ス

直取引及延取引 自午前九時三十分至午後五時

定期取引 本場自午前十時至正午十二時

後場 自午後二時三十分至午後四時

但シ場合ニ依リ日曜日又ハ定期取引受渡シ期日ト雖モ、午後九時ヨリ同十一時

迄立会ヲ為スコトアルヘシ

第二条 定期取引ノ本場及後場ヲ分ツ事左ノ如シ

本場立会 一節 二節 三節 四節 五節

22) 「株式会社 尾道米塩肥料取引所営業細則」(青木茂編著『新修 尾道市史』1976年)

後場立会 一節 二節 三節 四節

第三条 立会時間ヲ伸縮シ又ハ立会中ノ節数ヲ増減セント欲スルトキハ、農商務大臣ニ申告シ市場ニ揭示スヘシ

第四条 定期取引ニ限り、毎日場後場立会中ノ每一節間ニ於テ、売買シタル数量并ニ其平均代価ヲ一節毎ニ、市場ニ揭示スヘシ

第五条 直取引延取引定期取引ニ於ケル塩肥料ノ銘柄ハ左ノ如シ

食塩ノ部

(肥浜) (岡本浜五歩 三原浜五歩)

(富浜五歩 吉和浜五歩)

(三原浜二歩 富浜八歩)

尾道浜 (岡本浜貳歩五厘 吉和浜七歩五厘)

(富浜三歩 肥浜四歩 吉和浜三歩)

(肥浜四歩 富浜四歩五厘 三原浜壹歩五厘)

(肥浜壹歩 岡本浜貳歩 吉和浜七歩)

(肥浜四分 三原浜三分 岡本浜三分)

松永浜

竹原浜

脇浜 (芸州浜竹原浜ヲ除キ壺円 (予州浜壺円)

(讃州詫間浜)

三田尻浜

阪出浜 (⊕改良)

備前浜 (野崎浜 日比浜 田井浜)

但シ以上ハ本俵仕立即チ五斗貳升入ヲ一表トシ、貳俵ヲ以テ壺石ト做ス。(五斗貳升入ヲ以テ五斗ニ計算スルハ習慣ニ依ルナリ) 其他喰塩等総テ其浜所ノ習慣ニ依ルモノトス

新才田

但シ貳斗五升五合入ヲ本位トシテ、切出シ等ハ総テ其浜所ノ習慣ニ依ルヘシ

肥料之部

煉粕 壺等 貳等 三等 四等 五等

但シ壺表ヲ壺個トシ、俵装ハ北海道庁税関俵ヲ本則トス、風袋ハ拾貫目ニ付五百目引トス

煉子粕 壺等 貳等 三等 四等 但シ右同断

胴鮠 壺等 貳等 但シ四束括リヲ壺個トシ、括リ方ハ尾道港現今ノ例ニ依

ル、縄引ハ拾貫目ニ付四百目トス
佐伯取粕 壺等 貳等 三等 但シ壺表ヲ壺個トシ、俵装ハ三所結一文字堅縄入
トス、風袋ハ拾貫目ニ付五百目引トス
宇和取粕 壺等 貳等 三等 但し右同断
宇和佐伯浜干鰯 腰長類壺等 貳等 三等 四等 五等
真鰯 壺等 貳等 三等
但シ貫目ハ正味掛ケ切り、俵装ハ横三所結トス
朝鮮干鰯 壺等 貳等 三等 四等 但シ俵装ハ三所結一文字堅縄入、風袋ハ拾
貫目ニ付五百目引トス

第貳章 直取引及延取引

- 第六条 米塩肥料取引及延取引ノ相对売買、糶売買及入札売買ノ方法ハ左ノ如シ
相对売買ハ、売買主双方相对ノ協議ヲ以テ契約ヲ為スモノトス
糶売買ハ、現物見本ニ依リ直取引又ハ延取引ノ期日ヲ定メ、其価格ヲ競争セシ
メ、糶売ノ場合ニ於テハ最高価ヲ付シタルモノヲ確定ノ買主トシ、又タ糶買ノ場
合ニ於テハ、最低価ヲ付シタルモノヲ確定ノ売主トス
- 第七条 糶売買又ハ入札売買ヲ為サント欲スルモノハ、予メ其要件ヲ記載シ、取引所へ届
出テ市場へ揭示ヲ請求スヘシ
- 第八条 糶売買又ハ入札売買ヲ為スニ当リ、売主又ハ買主ハ予メ其指直ヲ定メ置キ、開札
ノ上其価格不適當ト認ムルトキハ、其売買ヲ取消ス事ヲ得
- 第九条 入札売買ニ付シ、開札ノ上最高最低ノ同額数人アル場合ニ於テハ、其入札人共同
シテ其貨物ヲ引受クヘシ、若シ之ヲ欲セサルトキハ、同額入札人ヲシテ即時其価
格ヲ競争セシムルカ、又ハ抽選ヲ以テ入札売ノ場合ニ於テハ、買主又入札買ノ場
合ニ於テハ売主ヲ定ムヘシ
- 第十条 直取引ノ証拠金ハ米塩肥料トモ、其売買惣代価十分ノ三以上トス、其金額ハ即日
営業時間内ニ差入ルヘシ
延取引ニ関スル諸証拠金徴収ノ方法ハ、定期取引証拠金徴収ノ規定ニ依ル
- 第十一条 延取引ノ追証拠金ヲ要スルトキハ、当取引所定期取引当月限ヲ標準トシ、即日
其金額ヲ差入レシム
- 第十二条 契約期限前ト雖モ売買者双方ノ合意ニヨリ、当取引所ニ届ケ出テ受渡又ハ解約
ヲナス事ヲ得

第三章 定期取引

第十三条 定期取引米ハ、標準米ニ基キ、塩肥料ハ各銘柄ニ依リ其期月ヲ市場ニ揭示売買シ、其売買シタル直段数量期月及相手方ノ氏名等ハ互ニ手帳ニ記シ、双方検印ヲ押シ取引所帳簿ニ登記ヲ受クヘシ、其場合ニ於テ若シ相違アル事ヲ発見セシトキハ、其事由ヲ申出テ直チニ訂正ヲナスヘシ

第十四条 定期取引諸証拠金ノ金額及其差入時間ヲ定ムル左ノ如シ

一、本証拠金ノ金額ハ、米ハ総代価百分ノ五以上百分ノ十以下、塩肥料ハ百分ノ十以上百分ノ三十以下トシ、其割合ハ、役員会ニ於テ之ヲ定メ、前以テ農商務大臣ニ申告シ市場ニ揭示スヘシ、本証拠金ハ前日後場発会ヨリ当日前場閉会マテノ売買ニ対シ、当日後場発会マテニ差入ルヘシ

二、追証拠金ノ金額ハ、本証拠金ノ半額トス、追証拠金ハ本証拠金ノ半額以上ヲ減少シタルトキ、毎場売買ノ平均直段ヲ標準トシ、其不足金ハ幾度モ左ノ定時又ハ相場ノ模様ニ依リ、即時差入レセシムヘシ

一本場ニ於テ徴収ノ報告ヲ受ケタル分ハ、後場発会時間迄ニ差入ルヘシ

一後場ニ於テ徴収ノ報告ヲ受ケタル分ハ、翌日本場発会時間迄ニ差入ルヘシ

三、定時増証拠金ハ、本証拠金四分ノ一以上半額以下ノ範囲内ニ於テ、徴収期日三日前ニ其金額ヲ定メ、市場ニ揭示ス、受渡約定期日前五日ヨリ以後ニ於テ、新ニ売買シタルモノハ、本証拠金ト同時ニ之ヲ差入レセシムヘシ

四、臨時増証拠金ノ金額ハ、総代価百分ノ十以下ニシテ、三日前ニ之ヲ定メ市場ニ揭示ス、但シ切迫ノ場合ニ於テハ其日限ヲ短縮スル事アルヘシ

第十五条 本証拠金ヲ差入レサル前売買数量米ハ三千石、塩ハ壹万石、肥料ハ貳万貫目ニ満チタル後ノ、売買成立ノ際半証拠金ヲ差入セシムル事モアルヘシ

第十六条 諸証拠金ノ預り証書ハ、通帳ヲ製シ仲買人ノ名前ヲ宛テ発付シ、又仲買人ノ都合ニ依リ預り切符ヲ請求スルトキハ、之ヲ交付スヘシ

第十七条 諸証拠金ノ通帳又ハ切符ヲ損傷シタルトキハ、更ニ書改メ交換スヘシ、又之ヲ忘失シタルトキハ其事由ヲ詳述シ、保証人連印ノ証書ヲ差出サシメ、確實ナリト認メタル後之ヲ付与スヘシ

第十八条 仲買人売買取引上違約ノ処分ヲ受ケタルトキハ、其者ニ係ル諸証拠金預り証書ヲ当取引所ニ返還スヘシ、若シ之ヲ返還セサルモ該証書ハ廢紙ニ属ス

第十九条 売買約定期限内ニ於テ転売買戻ヲナシタルトキハ、各自其売買上ニ係ル損益ヲ決算スヘシ

第二十条 売買約定期限内ニ於テ、売買主已ムヲ得サル事故アリテ双方示談ノ解約シタルトキハ、其旨ヲ当取引所ニ届出ツヘシ

第二十一条 前日後場発会ヨリ当日、本場閉会マテノ売買約定ハ、立会中ノ売買総代価ヲ其数量ニテ除シ、一定ノ帳入直段ヲ設ケ、此直段ト各自約定直段トノ差金ハ、其当日後場発会迄ニ授取スヘシ、但シ証拠金未入前ニ係ル転売買戻ハ、帳入直段ト各自約定直段ノ差金ヲ以テ、損金ヲ決算スヘシ

第四章 受渡

第二十二条 定期取引ノ受渡取引直段ハ、其期月閉会ノ日ヨリ前十日間ノ帳入直段ヲ平均スルモノトス、若前十日間ニ於テ帳入直段ナキ時ハ、当取引所ニ於テ評価人三名ヲ選定シ評価セシメ、当取引所其価格ヲ定メ之ヲ取引直段トス

第二十三条 受渡品代価ヲ一定ナサシムル為メ、売買当時ノ帳入直段ト受渡取引直段トノ差金ハ、受渡期日ノ前日午前十時マテニ決算スヘシ

第二十四条 定期取引ノ受渡ニ当リ、米ハ当取引所ニ於テ定メタル格付表ニ依リ、代米ヲ用ユル事ヲ得、塩、肥料ハ銘柄ノ外格付代品ヲ許サス

但シ代米、中古々米及今摺米ハ、相当ノ格下ヲ以テ受渡シニ用ユル事ヲ得、其割合ハ格付表中ニ之ヲ明示ス

第二十五条 定期取引受渡ノ際ニ当リ、米ニシテ買主二名以上ニテ渡米数種アル時、塩肥料ニシテ売主又ハ買主数名ナル時ハ、当取引所役員立会ノ上抽選ヲ以テ、米ハ予メ其銘柄石数及ヒ蔵出シ日時、塩ハ受渡日時浜所順、肥料ハ受渡日時倉庫順等ヲ定メ、売買主双方ヘ其旨ヲ通知シ、雨天ノ外日々受渡ヲ執行スヘシ

第二十六条 受渡米備高十石ニ対スル俵数ハ左ノ割合ヲ以テ備置クモノトス

一三斗俵 三十俵 一四斗俵 廿五俵 一五斗俵 二十俵

第二十七条 受渡備品一口ノ高ニ対シ二割以上ノ不足アルトキハ、之ニ過怠金ヲ課シ、又場合ニ依リ除名スル事アルヘシ

第二十八条 備へ品一口ノ高ニ対シ二割以下ノ不足アルトキ、又ハ米ニシテ格付表中ニ記載スル最下級外ニ当ル品質、并糶雜穀塩肥料ニシテ銘柄違等ノ混合アルトキハ、一回限り当日ヨリ三日間ニ其代り品ヲ填補スヘシ、尤モ双方合意ノ上受渡ヲ承諾シタル時ハ此限ニ非ス

第二十九条 売主ヨリ渡米及塩肥料ノ俵数銘柄倉所等ヲ届出タル後、水火盜難其他非常ノ災厄等ニ罹リ忘失滅尽スルカ、又ハ以上ノ災害ニ依リ受渡ニ適セサル品位ニ変更シタル実証アル時ハ、受渡取引直段ヲ以テ其数量ニ対スル取引ヲ決済スル事ヲ得但シ売主ニ於テ代品受渡ヲ望ム時ハ、買主ハ之ヲ承諾スヘシ、其期限ハ受渡当日ヨリ一週間以内トス、尤塩肥料ハ同一銘柄ニ限ルヘシ

第三十条 別段ノ約定アルニ非サレハ、受渡米ニ関スル運搬榷廻シ等総テ受渡マテノ費用

ハ、売主之ヲ負担シ、受渡後ノ費用ハ買主之ヲ負担ス

第三十一条 受渡執行ノ区域ハ、米肥料ハ当取引所倉庫及特別契約アル倉庫并ニ予メ当取引所ノ承認シタル尾道町市街ノ倉庫、塩ハ尾道浜、松永浜、竹原浜、脇浜、所在地ニ於テ受渡ヲナスモノトス

第三十二条 米肥料ニ限り受渡ノ準備ヲナス為メ、予メ当取引所ノ品位数量等ノ審査ヲ請求スル者ハ、受渡期日前ト雖モ銘柄蔵所ヲ申出ツヘシ、当取引所ハ其審査ヲナシ、取引所ノ倉庫及ヒ特別契約アル倉庫ノ外、当取引所ノ承認セシ倉庫ニ積入レタル時ハ、之レニ封印スヘシ

但シ此審査ノ決定ニ対シテハ異議ヲ唱フルヲ得ス、前項ノ査定ヲ經テ当取引所ノ倉庫及ヒ特別契約ノ倉庫ニアルモノニ限り、其倉庫主ヨリ發シタル倉荷證書ニ米ハ格付、価格、俵数、枳量、肥料ハ銘柄、等位、個数、貫目及有効期限等ヲ記入スヘシ、其有効期限中ハ其儘受渡ヲ為スモノトス、尤モ枳量、貫目ハ双方合意ニ非サレハ、其都度更ニ査定スルモノトス

当取引所ト特別ノ契約アル浜所ノ銘柄、塩受渡ハ売方、又ハ買方ノ請求アル時ハ、該浜所ノ塩預り証券ヲ以テ受渡ヲ為スヘシ

但シ浜所トノ特別契約ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第三十三条 受渡供用ノ為メ当取引所ノ審査ヲ請フモノハ、手数料トシテ米八十石ニ付金五錢塩ハ百石ニ付同五錢肥料ハ百貫目ニ付同三錢ヲ納ムヘシ

第三十四条 前条審査ハ米、肥料ハ当取引所員三名以上立会ノ上、左ノ方法ニ依リ執行シ、塩ハ其浜所ノ習慣ニ準スヘシ

一、同一ノ品柄ハ千俵迄ヲ一区分トシテ每俵左右ノ口ヨリ五勺ツヽ、即チ壹俵壹合ヲ抜き取り之ヲ合併シ、標準米ニ照シ、全部ノ格付ヲナスモノトス

但シ千俵ヲ超過スルモ双方合意ノ上一区分トスルハ適宜タルヘシ

二、格付ハ審査員互ニ所見ヲ投票其価格ヲ平均シ、全部ノ格付ヲ定ムルモノトス

但シ平均価格拾錢未滿ノ端数ハ四捨五入ヲ以テ、拾錢若クハ五錢ニ止ムヘシ

三、一区分中銘柄違産年度違等ノ混合アル時ハ格外トシ、区分中ヨリ除クヘシ

四、肥料ハ庭耕チナシ一個毎ニ見本ニ照シ、品質、色沢、形状、乾湿、調製等ヲ鑑別シ総平均ヲ以テ品位等級ヲ査定シ、若シ銘柄違混合又ハ粗悪品アルトキハ、契約ノ銘柄ト同一ノ代品ヲ以テ、三日間以内ニ填補スヘシ、之ヲ怠ルモノハ違約者トシ処分ス

第三十五条 受渡枳量貫目査定ハ、米ハ左ノ方法ニ依リ、塩ハ其浜所ノ慣行ニ準シ、肥料ハ壹秤（カンカン）ヲ以テ一個毎ヲ掛ケ改ムルモノトス

一、総俵数ヲ三拾俵宛ニ分拵シ、其内抽籤ヲ以テ一拵ヲ抜き、毎俵ノ貫目ヲ改メ

其平均ヲ以テ三俵ヲ廻シ、全部ノ枴量ヲ定ムルモノトス

但シ一番廻ニテ異議アルトキハ、二番廻ヲナス事ヲ得

二、枴廻シハ矢倉台一斗枴ヲ用ヒ概棒前引トス

但シ一斗未満ハ五升、一升、五合、一合、五勺枴ヲ用ヒ、一合未満ノ端米ハ四

捨五入ヲ以テ五勺ニ止ム

第三十六条 受渡俵造り、米ハ、二重俵二筋四方堅縄ヲ入レ、横五ツ所結ヒ、塩ハ、製産地ノ慣例、肥料ハ第五条列記ノ俵造ヲ用ユ、若シ是レニ違フ者又ハ粗雑モノアルトキハ、調査ノ上其区分ノ総数ニ従ヒ、米ハ金三錢、塩ハ同貳錢、肥料ハ同五錢ヲ改装料トシテ、渡方ヨリ受取方ニ支払モノトス

(以下省略)

明治廿八年三月十八日 株式会社 尾道米塩肥料取引所

理事長 橋本吉兵衛

同史料は、尾道米塩肥料取引所における営業細則をまとめたものである。取引所の名称に記載されている通り、取引の対象は米・肥料・塩の3種であった。以下、主として塩を対象に、取引の様子について簡単にまとめておくことにしたい。

尾道米塩肥料取引所における取引は、直取引・延取引と、定期取引の3種があった。直取引と延取引は、午前9時から午後5時まで行なわれる。一方、定期取引は、本場として午前10時から正午(12時)まで、後場として、午後2時30分から午後4時まで行なわれる。休業日は除くとされるが、臨時で午前9時から11時まで行なわれることもある。また、農商務大臣の許可に基づき、立会時間や立会の節数を変更することができたのである。

取引方法について説明しよう。直取引は、取引所で契約成立した後、数日以内に受渡しをするもので、売り主と買い主とが直接取引する方式である。この直取引の場合、証拠金は売買総代価の三割以上を即日営業時間内に納金するものとしている。一方、延取引は、代金の支払をすぐに行なわず、一定期間後に行なう取引のことである。転売や買い戻しを認めない先物取引であった。延取引において、証拠金を必要とする場合は、取引所における定期取引の月限を標準としていた。

また、価格の決定は相対売買、糶売買・入札売買によって行なわれる。相対売買は、売り主と買い主と直接取引することであり、糶売りの場合、買い手を主体として最高値を付けた人を買主とする。逆に糶買いの場合は、売り手を主体とし最低値を付けた人を売り主としている。入札売買もほぼ同様で、現物見本と数量を市場に掲示し、記名投票により価格を競争させる。開札によって、価格を決定することになるが、入札売の場合は、最高値を付けたものが買主であり、入札買の場合は最低値を付したものが売主となる。また、入札売におい

て、複数の人で売り値（買い値）が同額の場合は、共同で購入することになるが、納得いかない場合、その人同士で競争するか、抽選によって決定することとしている。

また糶売買においても入札売買においても事前に売主（買主）は価格を定めておき、価格が不相当だと判断した場合は、売買を取消すことが認められている。

次に、定期取引についてである。定期取引は、将来の一定の期日を受渡しの期日として定め、その間の転売・買い戻しの方法によって売買取引を相殺するものである。具体的には、銘柄（米の場合、標準米）に基づき、市場に掲示売買する。そして、売買値段や数量期日、さらに売り手買い手について相手方の氏名を手帳に記載し、捺印した上で、取引所帳簿に登記を受けている。

定期取引によって決められた証拠品は、塩の場合、総代価の1割から3割の範囲とすることが取り決められる。

また、米の場合は、各付表があり、それに基づいて代米を利用することが可能であったが、塩の場合、銘柄によって売られており、異なった銘柄での代替は認められていない。また、異なった銘柄が混在されていた場合、原則として2日間の内に補填することが求められている。

また、受渡し先は、米・肥料の場合、尾道市街の倉庫より、受け渡すものとしているが、塩の場合は、各塩浜の所在地において受け渡すものとしている。なお、受渡しに伴う量貫目の査定は、浜所の慣行に準じるものとしている。

以上、株式会社尾道米塩肥料取引所における取引のありかたについて、塩取引を中心に述べてきた。この取引関係については、営業規則に基づいた検討であり、必ずしも実態を十分に明らかにしたものとは言い難い。事実、この取引所が必ずしも十全に機能されていたかは定かでない。この点を踏まえつつ、2つの点を指摘することができよう。

一つは、塩の場合、銘柄による品質管理が極めて重要な意味をなしていたことがわかる。「定期取引ノ受渡ニ当リ、米ハ当取引所ニ於テ定メタル格付表ニ依リ代米ヲ用ユル事ヲ得。塩、肥料ハ銘柄ノ外格付代品ヲ許サス」という記載にあるように、他銘柄による代用品は認められていない。これは、各産地がそれぞれ自立した形をなしていることを示すものといえよう。

二つ目は、取引所の成立は、それ自体尾道市場の求心性を意味している。塩の銘柄について、営業細則の塩の項目から抜き出すと、肥浜・尾道浜（岡本浜・吉和浜・富浜・三原浜・岡本浜）、松永浜といった尾道周辺の塩浜で産出された塩だけでなく、竹原浜・三田尻浜・阪出浜・備前浜（野崎浜・日比浜・田井浜）、新才田浜・予州浜・讃州詫間浜など瀬戸内各地の塩浜の記載が見られる。竹原塩などをも含めて、取引対象が広範囲のことも重要であろう。また、同時に同じ取引所の重要商品である米や肥料の場合と異なり、現物の塩の授受は現地の塩浜によって行なわれていた。金銭取引の場と、実際の取引の場に乖離が見られるようになるのである。塩を例に尾道市場の性格を捉えるとき、物資が実際に出入りされる性格だけで

はなく、金融取引を担う市場としての集散市場の性格を有することになったのである。

こうして、尾道は少なくとも1900年までに、松永湾一帯の塩田を後背地とし、塩・米・肥料を中心とした瀬戸内海地域一帯を対象とした集散市場としての地位を有することになったのである。

お わ り に

以上、1900年代以前の松永塩の流通を考える上で、①産地問屋の形成、②松永塩商社と海運の動向、③尾道市場の動向の三つの点から明らかにしてきた。簡単にまとめておきたい。

おおよそ明治30年までの間に、主だった各塩浜にそれぞれ産地問屋が形成される。これらの産地問屋は、製塩地の利益代表としての性格を強く持ち、燃料・飯米と生産塩の一括購入・一括販売を基調としたものであった。その意味で、都市商業資本が産地に設定した産地問屋とは、質的に異なる。また、塩・米穀の販売・供給先である北国市場の輸送の担い手である北前商人は、多くは米と肥料を積載し、その返り荷として、塩を販売していた。このため、北前商人は、肥料の集散市場としての尾道との結びつきを断ち切るわけにはいかなかったのである。

他方、この松永塩商社が尾道商人・北前商人による仲介を断ち切り、北国商人と直接取引を志向する。手船を有さない中、それを可能とした条件は、①輸送手段の確保、②通信・金融システムの整備、③品質の3つの点が前提とされるわけだが、当時の松永塩流通にとってどうであったか述べてみよう。

まず、北前船に代わる輸送手段の確保が求められるが、これは日本郵船会社と結びつくことでなされた。

次に、通信・金融システムの整備についてである。当時、遠隔地商人の塩購入を知る上で重要な意味があったのが電信であった。取引引きや購入期日の決定において、相場の高低を瞬時に、かつ適格に把握する手段を電信によって得ることで遠隔地商人との直接的な結びつきを強めたのである。同様に、システムが整備されることで、決済などによる支払いや為替の取組みを可能としたのである。

そして、最後に品質である。塩の俵装に現場で立ち会うことがないため、品質に対する信用が求められた。これは、松永塩の近世以来の信用が大きく意味をなしたといえよう。

かくして、松永塩商社は、北国商人との間で、尾道周辺の塩を一手に引き受ける「特約契約」、北国地方に代理店を設置し、松永塩商社が北国地方の販売まで担う「代理店契約」、そして、逆に北国商人（消費地問屋）が事前に松永塩を購入して、輸送から引き受ける、「売買契約」の三種の契約を取り結ぶことで、販路の確保がなされたのである。

こうして松永塩商社は、消費地問屋と取り引きすることを可能とした。しかし、こうした取引が円滑に行われたわけではなかった。日本郵船会社と松永塩商社の間で取り交わした条件は、4000俵以上でなければ、寄港しないことなど、いくつかの問題を内包していたのである。このため、消費地問屋が希望する期日に必ずしも入荷するとは限らなかったのである。また、直江津の商人は、松永（尾道）と直接為替を取組むことが可能な金融機関を有していないため、一度新潟を経る必要があった。こうした金融システムの未整備もあり、支障を招くこともあったと考えられる。

他方、旧来の北前船に見られる社外船は、尾道商人との結びつきが見られる。しかも、尾道は肥料をはじめとした豊表、米穀などを対象とした瀬戸内を代表する集散市場となったのである。塩の取り引きにおいても同様なことが指摘できる。尾道米塩肥料取引所が成立すると共に、尾道における塩問屋は、二次卸しの塩問屋としての性格を有しつつ存在した。尾道には食塩商會を始めとして、尾道前問屋・栗原元吉・高垣武八などが、糸崎には首尾木一・首尾木靖夫などがそれに相当する。それでは、これら二次卸し問屋が実際にいかなる取引がおこなわれたのであろうか。この点は、次の課題としていくことにしたい。